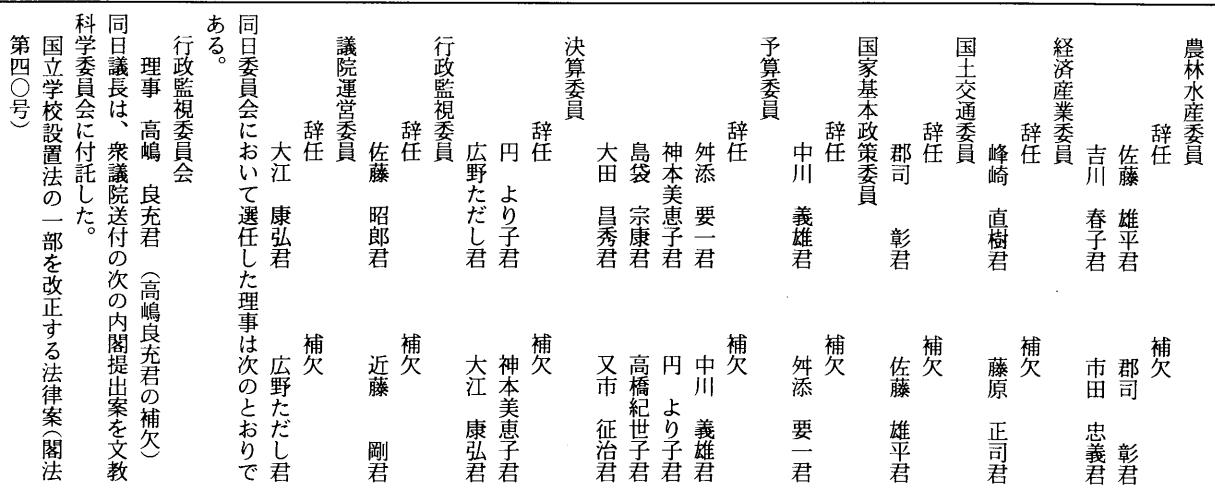
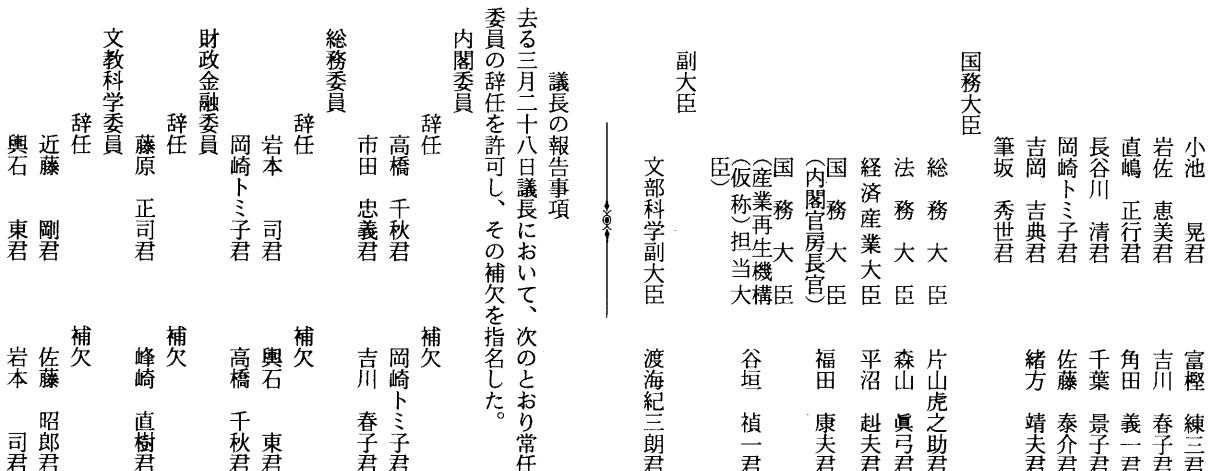


官 報 (号 外)

<p>○議長(倉田寛之君) これより採決をいたしました。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(倉田対之君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(倉田対之君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>投票総数 賛成 反対</p> <p>○議長(倉田対之君) よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(倉田対之君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすことに御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(倉田対之君) まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長宮崎秀樹君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(倉田対之君) この際、お諮りいたしました。</p> <p>○議長(倉田対之君) まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長宮崎秀樹君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(倉田対之君) まず、委員長の報告を求めます。宮崎秀樹君。</p> <p>〔宮崎秀樹君登壇、拍手〕</p> <p>○宮崎秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、国会議員の歳費月額について、平成十六年三月三十日までの間、引き続き現行の削減措置を継続しようとするものであります。委員会におきましては、採決の結果、本法律案</p>	<p>は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(倉田対之君) これより採決をいたしました。 本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。</p> <p>〔投票開始〕</p> <p>○議長(倉田対之君) 問もなく投票を終了いたしました。——これにて投票を終了いたします。</p> <p>〔投票終了〕</p> <p>○議長(倉田対之君) 投票の結果を報告いたしました。</p> <p>投票総数 賛成 反対</p> <p>○議長(倉田対之君) よって、本案は全会一致をもって可決されました。(拍手)</p> <p>〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(倉田対之君) この際、日程に追加して、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)を議題とすことに御異議ございませんか。</p> <p>〔異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(倉田対之君) まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長宮崎秀樹君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(倉田対之君) この際、お諮りいたしました。</p> <p>○議長(倉田対之君) まず、委員長の報告を求めます。議院運営委員長宮崎秀樹君。</p> <p>〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕</p> <p>○議長(倉田対之君) まず、委員長の報告を求めます。宮崎秀樹君。</p> <p>〔宮崎秀樹君登壇、拍手〕</p> <p>○宮崎秀樹君 ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。</p> <p>本法律案は、国会議員の歳費月額について、平成十六年三月三十日までの間、引き続き現行の削減措置を継続しようとするものであります。委員会におきましては、採決の結果、本法律案</p>																																																																																				
<p>規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>本規則案は、先ほど可決、成立いたしました公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、常任委員会の所管について規定の整理を行おうとするものでございます。</p> <p>すなわち、公正取引委員会を総務省の外局から内閣府の外局に移行させた後も、本院におきましては、引き続きその所管に属する事項を経済産業委員会の所管とするため、内閣委員会及び総務委員会の所管について所要の規定の整理を行うこととし、その施行は法律の施行の日といたしております。</p> <p>以上が本規則案の提案の趣旨及び内容でござります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)</p>	<p>出席者は左のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>議員</th> <th>議長</th> <th>副議長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大江 康弘君</td> <td>山本 香苗君</td> <td>渡辺 孝男君</td> </tr> <tr> <td>遠山 清彦君</td> <td>岩本 莊太君</td> <td>森 ゆうこ君</td> </tr> <tr> <td>高橋紀世子君</td> <td>加藤 修一君</td> <td>沢 たまき君</td> </tr> <tr> <td>高野 博士君</td> <td>中島 啓雄君</td> <td>岩本 荘太君</td> </tr> <tr> <td>森下 博之君</td> <td>広野 ただし君</td> <td>加藤 修一君</td> </tr> <tr> <td>島袋 宗康君</td> <td>福本 潤一君</td> <td>中島 啓雄君</td> </tr> <tr> <td>荒木 清寛君</td> <td>山下 栄一君</td> <td>広野 ただし君</td> </tr> <tr> <td>松 あきら君</td> <td>佐々木知子君</td> <td>福本 潤一君</td> </tr> <tr> <td>木村 仁君</td> <td>田村 秀昭君</td> <td>山下 栄一君</td> </tr> <tr> <td>平野 貞夫君</td> <td>佐々木知子君</td> <td>佐々木知子君</td> </tr> <tr> <td>弘友 和夫君</td> <td>魚住裕一郎君</td> <td>山下 栄一君</td> </tr> <tr> <td>森本 晃司君</td> <td>日笠 勝之君</td> <td>佐々木知子君</td> </tr> <tr> <td>木庭健太郎君</td> <td>松岡満壽男君</td> <td>魚住裕一郎君</td> </tr> <tr> <td>入澤 肇君</td> <td>山本 保君</td> <td>日笠 勝之君</td> </tr> <tr> <td>山崎 正昭君</td> <td>松岡満壽男君</td> <td>山本 保君</td> </tr> <tr> <td>田名部匡省君</td> <td>日笠 勝之君</td> <td>松岡満壽男君</td> </tr> <tr> <td>浜四津敏子君</td> <td>佐藤 昭郎君</td> <td>日笠 勝之君</td> </tr> <tr> <td>鶴岡 洋君</td> <td>白浜 一良君</td> <td>佐藤 昭郎君</td> </tr> <tr> <td>浜田卓二郎君</td> <td>草川 昭三君</td> <td>白浜 一良君</td> </tr> <tr> <td>阿南 一成君</td> <td>田村耕太郎君</td> <td>草川 昭三君</td> </tr> <tr> <td>岸 宏一君</td> <td>佐藤 昭郎君</td> <td>田村耕太郎君</td> </tr> <tr> <td>椎名 一保君</td> <td>英輔君</td> <td>佐藤 昭郎君</td> </tr> <tr> <td>吉田 博美君</td> <td>柏村 武昭君</td> <td>英輔君</td> </tr> <tr> <td>松山 政司君</td> <td>森元 恒雄君</td> <td>柏村 武昭君</td> </tr> <tr> <td>有村 治子君</td> <td>齊藤 要一君</td> <td>森元 恒雄君</td> </tr> <tr> <td>大仁田 厚君</td> <td>舛添 要一君</td> <td>齊藤 要一君</td> </tr> <tr> <td>小泉 顯雄君</td> <td>滋宣君</td> <td>舛添 要一君</td> </tr> </tbody> </table>	議員	議長	副議長	大江 康弘君	山本 香苗君	渡辺 孝男君	遠山 清彦君	岩本 莊太君	森 ゆうこ君	高橋紀世子君	加藤 修一君	沢 たまき君	高野 博士君	中島 啓雄君	岩本 荘太君	森下 博之君	広野 ただし君	加藤 修一君	島袋 宗康君	福本 潤一君	中島 啓雄君	荒木 清寛君	山下 栄一君	広野 ただし君	松 あきら君	佐々木知子君	福本 潤一君	木村 仁君	田村 秀昭君	山下 栄一君	平野 貞夫君	佐々木知子君	佐々木知子君	弘友 和夫君	魚住裕一郎君	山下 栄一君	森本 晃司君	日笠 勝之君	佐々木知子君	木庭健太郎君	松岡満壽男君	魚住裕一郎君	入澤 肇君	山本 保君	日笠 勝之君	山崎 正昭君	松岡満壽男君	山本 保君	田名部匡省君	日笠 勝之君	松岡満壽男君	浜四津敏子君	佐藤 昭郎君	日笠 勝之君	鶴岡 洋君	白浜 一良君	佐藤 昭郎君	浜田卓二郎君	草川 昭三君	白浜 一良君	阿南 一成君	田村耕太郎君	草川 昭三君	岸 宏一君	佐藤 昭郎君	田村耕太郎君	椎名 一保君	英輔君	佐藤 昭郎君	吉田 博美君	柏村 武昭君	英輔君	松山 政司君	森元 恒雄君	柏村 武昭君	有村 治子君	齊藤 要一君	森元 恒雄君	大仁田 厚君	舛添 要一君	齊藤 要一君	小泉 顯雄君	滋宣君	舛添 要一君
議員	議長	副議長																																																																																			
大江 康弘君	山本 香苗君	渡辺 孝男君																																																																																			
遠山 清彦君	岩本 莊太君	森 ゆうこ君																																																																																			
高橋紀世子君	加藤 修一君	沢 たまき君																																																																																			
高野 博士君	中島 啓雄君	岩本 荘太君																																																																																			
森下 博之君	広野 ただし君	加藤 修一君																																																																																			
島袋 宗康君	福本 潤一君	中島 啓雄君																																																																																			
荒木 清寛君	山下 栄一君	広野 ただし君																																																																																			
松 あきら君	佐々木知子君	福本 潤一君																																																																																			
木村 仁君	田村 秀昭君	山下 栄一君																																																																																			
平野 貞夫君	佐々木知子君	佐々木知子君																																																																																			
弘友 和夫君	魚住裕一郎君	山下 栄一君																																																																																			
森本 晃司君	日笠 勝之君	佐々木知子君																																																																																			
木庭健太郎君	松岡満壽男君	魚住裕一郎君																																																																																			
入澤 肇君	山本 保君	日笠 勝之君																																																																																			
山崎 正昭君	松岡満壽男君	山本 保君																																																																																			
田名部匡省君	日笠 勝之君	松岡満壽男君																																																																																			
浜四津敏子君	佐藤 昭郎君	日笠 勝之君																																																																																			
鶴岡 洋君	白浜 一良君	佐藤 昭郎君																																																																																			
浜田卓二郎君	草川 昭三君	白浜 一良君																																																																																			
阿南 一成君	田村耕太郎君	草川 昭三君																																																																																			
岸 宏一君	佐藤 昭郎君	田村耕太郎君																																																																																			
椎名 一保君	英輔君	佐藤 昭郎君																																																																																			
吉田 博美君	柏村 武昭君	英輔君																																																																																			
松山 政司君	森元 恒雄君	柏村 武昭君																																																																																			
有村 治子君	齊藤 要一君	森元 恒雄君																																																																																			
大仁田 厚君	舛添 要一君	齊藤 要一君																																																																																			
小泉 顯雄君	滋宣君	舛添 要一君																																																																																			
<p>規則の一部を改正する規則案につきまして、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。</p> <p>本規則案は、先ほど可決、成立いたしました公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、常任委員会の所管について規定の整理を行おうとするものでございます。</p> <p>すなわち、公正取引委員会を総務省の外局から内閣府の外局に移行させた後も、本院におきましては、引き続きその所管に属する事項を経済産業委員会の所管とするため、内閣委員会及び総務委員会の所管について所要の規定の整理を行うこととし、その施行は法律の施行の日といたしております。</p> <p>以上が本規則案の提案の趣旨及び内容でござります。何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。(拍手)</p>	<p>午前十時二十二分散会</p>																																																																																				

市川	加納	時男君
仲道	景山俊太郎君	一朗君
中島	眞人君	俊哉君
荒井	正吾君	正
阿部	俊後君	俊後君
上野	公成君	公成君
矢野	哲朗君	哲朗君
吉村剛太郎君	吉村剛太郎君	吉村剛太郎君
松谷蒼一郎君	片山虎之助君	片山虎之助君
大島	清水嘉与子君	清水嘉与子君
久世	慶久君	慶久君
森山	裕君	裕君
岩城	光英君	光英君
福島啓史郎君	西川きよし君	西川きよし君
西銘順志郎君	弘成君	弘成君
小林	溫君	溫君
後藤	博子君	博子君
山下	善彦君	善彦君
武見	敬三君	敬三君
國井	正幸君	正幸君
田村	公平君	公平君
亀井	郁夫君	郁夫君
中原	秀善君	秀善君
谷川	達雄君	達雄君
松村	龍君	龍君
狩野	爽君	爽君
河本	英典君	英典君
真鍋	賢君	賢君
陣内	安君	安君
松田	孝雄君	孝雄君
	岩夫君	岩夫君

野沢	岩本	辻	中村	辻	太三君	司君
羽田雄一郎君	敦夫君	泰弘君	孝治君	雄平君	直君	博之君
松井	田浦	佐藤	海野	佐藤	徹君	
藤井	櫻井	佐藤	佐藤	充君		
山本	伊藤	伊藤	伊藤	道夫君		
和田ひろ子君	川橋	基隆君	基隆君			
孝史君	江本	平田	平田			
藤井	小野	小野	小野			
西山登紀子君	薬科	清子君	清子君			
大門実紀史君	川橋	孟紀君	孟紀君			
大脇雅子君	江本	吉夫君	吉夫君			
本田良一君	又市	征治君	征治君			
藤井俊男君	勝木	健司君	智子君			
和田ひろ子君	紙島	瑞穂君	瑞穂君			
孝史君	福島	山根	岳志君			
山本	内藤	八田ひろ子君	隆治君			



報 (号外)

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。
平成十五年度一般会計予算	放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件
平成十五年度政府関係機関予算	同日内閣から、次の質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第一項後段の規定による通知書を受領した。
平成十五年度における公債の発行の特例に関する法律案	参議院議員大脇雅子君提出「難病対策見直し」に関する質問(第一六号)（答弁することができる期限 四月二十八日）
所得税法等の一部を改正する法律案	同日国会において議決した次の予算を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。
関税率定率法等の一部を改正する法律案	平成十五年度一般会計予算
国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律案	平成十五年度特別会計予算
の一部を改正する法律案	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案	平成十五年度政府関係機関予算
正する法律案	同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律案	平成十五年度一般会計予算
水産加工業施設改良資金金融通臨時措置法の一部を改正する法律案	同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成十四年度第二・四半期における国庫の状況の報告を受領した。
恩給法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案	同日内閣から、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律第七条の規定に基づくイラク難民救援国際平和協力業務実施計画の報告を受領した。
戦没者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案	同日内閣から、地方財政法第三十三条の二の規定に基づく地方財政の状況の報告を受領した。
平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律案	同日内閣を経由して総務大臣から、日本郵政公社法施行法第二条第九項の規定に基づく平成十五年四月一日以降四年を一期とする日本郵政公社の中期経営目標及び中期経営計画の認可に関する報告を受領した。
公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案	去る三月三十日議長は、三月二十四日逝去された元議員吉田之久君に対し次の弔詞をささげた。
社会資本整備重点計画法案	参議院は、わが国民主政治発展のため力を尽くされ特に院議をもって永年の功労を表彰せられさきに懲罰委員長の重任にあたられました元議員従三位勳一等吉田之久君の長逝に対し、つっしんで哀悼の意を表し、うやうやしく弔詞をささげます。
社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案	一昨三月三十一日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
義務教育費国庫負担法及び公立養護学校整備特別措置法の一部を改正する法律案	内閣委員 辞任 松井 孝治君 木庭健太郎君 山口那津男君 補欠 篠瀬 進君 木庭健太郎君 山口那津男君
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	内閣委員 辞任 松井 孝治君 木庭健太郎君 山口那津男君 補欠 篠瀬 進君 木庭健太郎君 山口那津男君
漁業協同組合併促進法の一部を改正する法律案	内閣委員 辞任 松井 孝治君 木庭健太郎君 山口那津男君 補欠 篠瀬 進君 木庭健太郎君 山口那津男君
同日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。	内閣委員 辞任 松井 孝治君 木庭健太郎君 山口那津男君 補欠 篠瀬 進君 木庭健太郎君 山口那津男君
漁業協同組合併促進法の一部を改正する法律案	内閣委員 辞任 松井 孝治君 木庭健太郎君 山口那津男君 補欠 篠瀬 進君 木庭健太郎君 山口那津男君
国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる文部図書館及びその職員に関する法律の一部を改正する法律案	内閣委員 辞任 松井 孝治君 木庭健太郎君 山口那津男君 補欠 篠瀬 進君 木庭健太郎君 山口那津男君

附 則
この法律は、公布の日
平成十五年四月一日から施行する。

審査報告書

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年四月一日

法務委員長 魚住裕一郎

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における市町村の廢置分合

等に伴い、簡易裁判所の名称、管轄区域等の変更を行おうとするものであつて、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十七日

衆議院議長 緋貫 民輔

参議院議長 倉田 寛之殿

(小字及び
——は衆議院修正)

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第四表所在地の欄中「さいたま市高砂三丁目」を「さいたま市浦和区」に、「さいたま市高鼻町三丁目」を「さいたま市大宮区」に、「静岡市」を「静岡市追手町」に、「清水市」を「静岡市清水天神二丁目」に改める。

別表第四表徳山簡易裁判所の項を次のように改める。

周南簡易裁判所

周南市

別表第五表さいたま簡易裁判所の項を次のように改める。

埼玉県の内
さいたま市の内
中央区 横浜市 南区 緑区
蕨市 戸田市 船橋市 志木市 和光市 新座市

別表第五表大宮簡易裁判所の管轄区域の欄中「さいたま市大宮総合行政センターの所管区域」を「西区 北区 大宮区 見沼区」に改め、同表熊谷簡易裁判所の管轄区域の欄中「大里村」を「大里町」に、「川里村」を「川里町」に改め、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「印西市」を「印西市 白井市 富里市」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「茅崎町」を削り、同表取手簡易裁判所の管轄区域の欄中「取手市」を「取手市 守谷市」に改め、同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿嶋市」を「鹿嶋市 潮来市」に改め、同表静岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「静岡市」を「静岡市(清水簡易裁判所の管轄区域を除く。)」に改める。

別表第五表清水簡易裁判所の項を次のように改める。

静岡県の内

静岡市清水相生町、清水愛染町、清水青葉町、清水秋吉町、清水旭町、清水淡島町、清水飯田町、清水伊佐布、清水石川、清水石川新町、清水石川本町、清水庵原町、清水今泉、清水入江一丁目から清水入江三丁目まで、清水入江岡町、清水入江南町、清水入船町、清水有東坂、清水有東坂一丁目、清水水有東坂二丁目、清水有度本町、清水梅が岡、清水梅ヶ谷、清水梅田町、清水水上原、清水上原一丁目、清水上原二丁目、清水永楽町、清水江尻台町、清水江尻町、清水江尻町、清水江尻東一丁目から清水江尻東三丁目まで、清水恵比寿町、清水追分一丁目から清水追分四丁目まで、清水大内、清水大内新田、清水大沢町、清水大坪一丁目、清水大坪二丁目、清水大手一丁目から清水大手三丁目まで、清水大平、清水岡町、清水興津東町、清水興津井上町、清水興津清見寺町、清水興津中町、清水興津本町、清水押切、清水小芝町、清水小島町、清水小島本町、清水尾羽、清水折戸、清水折戸一丁目から清水折戸五丁目まで、清水柏尾、清水春日一丁目、清水春日二丁目、清水上一丁目、清水上二丁目、清水上清水町、清水川原町、清水神田町、清水北矢部、清水北矢部町、清水北矢部町二丁目、清水北脇、清水北脇新田、清水吉川、清水木下町、清水清地、清水銀座、清水草ヶ谷、清水草薙、清水草薙一里山、清水草薙北、清水楠、清水楠新田、清水河内、清水小河内、清水港南町、清水駒越、清水駒越北町、清水駒越中一丁目、清水駒越中二丁目、清水駒越西一丁目、清水駒越西二丁目、清水駒越東町、清水駒越南町、

清 水

清水幸町、清水桜が丘町、清水桜橋町、清水三光町、清水茂野島、清水六原、清水渡川、清水渡川一丁目から清水渡川三丁目まで、清水島崎町、清水下清水町、清水下野、清水下野町、清水下野北、清水下野中、清水下野西、清水下野東、清水下野綠町、清水承元寺町、清水庄福町、清水上方町、清水新富町、清水新緑町、清水新港町、清水杉山、清水清開一丁目から清水清開三丁目まで、清水増、清水袖師町、清水高橋町、清水高橋一丁目から清水高橋六丁目まで、清水高橋南町、清水宝町、清水高山、清水但沼町、清水立花、清水田町、清水千歳町、清水築地町、清水月見町、清水辻一丁目から清水辻五丁目まで、清水天神、清水天神一丁目、清水天神二丁目、清水天王町、清水天王西、清水天王東、清水天王南、清水土、清水堂林一丁目、清水堂林二丁目、清水葛沢、清水殿沢一丁目、清水殿沢二丁目、清水巴町、清水鳥坂、清水中河内、清水長崎、清水長崎新田、清水長崎南町、清水七ツ新屋、清水七ツ新屋一丁目、清水七ツ新屋二丁目、清水中矢部町、清水中之郷、清水中之郷一丁目から清水中之郷三丁目まで、清水西大曲町、清水西久保、清水西久保一丁目、清水西里、清水西高町、清水二の丸町、清水布沢、清水沼田町、清水能島、清水蜂ヶ谷、清水蜂ヶ谷南町、清水浜田町、清水原、清水半左衛門新田、清水東大曲町、清水日立町、清水日の出町、清水広瀬、清水平川地、清水富士見町、清水船越、清水船越東町、清水本郷町、清水本郷町、清水真砂町、清水松井町、清水松原町、清水馬走、清水馬走北、清水馬走坂の上、清水万世町一丁目、清水万世町二丁目、清水御門台、清水綠が丘町、清水港町一丁目、清水港町二丁目、清水南岡町、清水南矢部、清水美濃輪町、清水三保、清水宮下町、清水宮代町、清水宮加三、清水向田町、清水迎山町、清水村松、清水村松一丁目、清水村松地先新田、清水村松原一丁目から清水村松原三丁目まで、清水元城町、清水茂畑、清水八木間町、清水天倉町、清水八坂町、清水八坂北一丁目、清水八坂北二丁目、清水八坂西町、清水八坂東一丁目、清水八坂東二丁目、清水八坂南町、清水谷田、清水八千代町、清水谷津町一丁目、清水谷津町二丁目、清水山切、清水弥生町、清水山原、清水横砂、清水横砂中町、清水横砂西町、清水横砂東町、清水横砂本町、清水横砂南町、清水吉原及び清水和田島庵原郡

別表第五表甲府簡易裁判所の管轄区域の欄中「韋崎市」を「韋崎市 南アルプス市」に改め、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「大原野北春日町」を「大原野北春日町 大原野南春日町」に改め、同表右京西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原野上里鳥見町、大原野上里男鹿町、大原野石見町、大原野石灰方町、大原野石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野外畑町、大原野出灰町及び大原野東野町」を「向日町簡易裁判所の管轄区域」に改め、同表大津簡易裁判所の管轄区域の欄中「守山市」を「守山市 栗東市」に改め、「栗太郡」を削り、同表岐阜簡易裁判所の管轄区域の欄中「各務原市」を「各務原市 山県市」に改め、「山県郡」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「佐伯町 吉和村」を削り、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「下蒲刈町」を削り、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「木江町 東野町 大崎町」を「大崎上島町」に改め、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「沼隈郡の内 内海町」を削り、同表福山簡易裁判所の管轄区域の欄中「神石郡」を「神石郡 沼隈郡」に改め、「沼隈郡の内」を削り、同表府中簡易裁判所の管轄区域の欄中「蘆品郡」を削る。

別表第五表徳山簡易裁判所の項を次のように改める。

周 南	山口県の内		
周南市	下松市	光市	
熊毛郡の内			
大和町			

別表第五表那霸簡易裁判所の管轄区域の欄中「糸満市」を「糸満市 豊見城市」に改め、「豊見城村」を削り、「仲里村 壴志川村」を「久米島町」に改め、同表盛岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内 安代町」を削り、同表二戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「二戸郡の内」を「二戸市 二戸郡」に改め、同表高松簡易裁判所の管轄区域の欄中「大川郡」を「さぬき市 東かがわ市」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日 平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第四表徳山簡易裁判所の項及び別表第五表徳山簡易裁判所の項の改正規定は、平成十五年四月 同月二十一日から施行する。

2 この法律の施行前に從前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

審査報告書

株式会社産業再生機構法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。
よつて要領書を添えて報告する。

平成十五年四月一日

経済産業委員長 田浦 直
参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できしたものとなつてない状況にかんがみ、我が国の産業の再生と信用秩序の維持のため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、金融機関等からの債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする法人として、株式会社産業再生機構を設立しようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行のため、株式会社産業再生機構の社債及び借入金に係る債務保証契約の限度額として、平成十五年度一般会計予算(予算総則)に十兆円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 事業の再生については、市場における企業の

自主的な取組を尊重することを原則とし、産業再生機構(以下「機構」という。)が事業の再生支援の決定を行うに当たっては、過度の介入によ

り安易な企業の延命を図ることのないよう、公正かつ中立的な観点から判断を行うものとする

こと。

二 機構は、事業者が、労働者の理解と協力を得て、事業再生計画を策定及び実施しているか等、関係労働組合との協議の状況について、十分な確認を行うものとすること。

三 機構は、支援基準を運用し、事業の再生支援を行うに当たっては、中小企業者の事業の実態等を勘案し、支援基準の運用に当たつても、機構による再生支援を中小企業者が十分活用し得るよう努めるものとすること。

四 事業所管大臣は、事業分野別支援基準を作成する際、及び個別事業の支援決定において機構に意見を述べる際には、機構の中立的立場を阻害することのないように配慮しつつ、対象事業者の属する関係事業者の意見等を踏まえて実施するものとすること。

五 産業再生委員会の運営に当たっては、経営者を代表する者及び労働者を代表する者の知見がそれぞれ反映されるようにするものとすること。

六 機構は、事業の再生支援を行うに当たり、過去に金融機関等から債務の免除等の支援を受けたことがある事業者については、基準に基づき厳正に判断する等、事業者のモラルハザードを招かないよう努め、あわせて、機構の損失拡大の防止に十分配慮するものとすること。

七 政府は、業務の運営の透明性を確保するた

め、支援基準について可能な限り具体的に定めよう努力するとともに、機構は、企業秘密に配慮しつつ、債権の買取り及び処分について、積極的に情報の公開に努めるものとすること。

右決議する。

株式会社産業再生機構法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十日

参議院議長 倉田 寛之殿

衆議院議長 締貫 民輔

(小字及び一は衆議院修正)

株式会社産業再生機構法案

株式会社産業再生機構法

第一章 総則(第一条～第五条)

第二章 設立(第六条～第十条)

第三章 管理

第一節 定款(第十二条)

第二節 役員等(第十二条～第十三条)

第三節 産業再生委員会(第十四条～第十八条)

第四章 業務

第一節 業務の範囲等(第十九条～第二十条)

第二節 支援基準(第二十一条)

第三節 業務の実施(第二十二条～第三十四条)

第五章 財務及び会計(第二十五条～第四十条)

第六章 監督(第四十一条～第四十二条)

第七章 解散等(第四十三条～第四十六条)

第八章 預金保険機構の業務の特例等(第四十一条～第五十三条)

第九章 雜則(第五十四条～第六十条)

第十章 罰則(第六十一条～第六十六条)

附則

第一章 総則

(機構の目的)

第一条 株式会社産業再生機構は、最近における経済の停滞、物価、地価及び株価の下落等の経済情勢の変化に我が国の産業及び金融システムが十分対応できなものとなつてない状況にかんがみ、○我が国の産業の再生を図るとともに、金融機関等の不良債権の処理の促進による信用秩序の維持を図るため、有用な経営資源を有しながら過大な債務を負っている事業者に対し、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮しつつ、当該事業者として金融機関等が有する債権の買取り等を通じてその事業の再生を支援することを目的とする株式会社とする。

(定義)
第一条 この法律において「金融機関等」とは、次に掲げる者をいう。
一 預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)
二 第二条第一項に規定する金融機関
三 農水産業協同組合貯金保険法(昭和四十八年法律第五十三号)第二条第一項に規定する農水産業協同組合
三 保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第二項に規定する保険会社
四 貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第二条第一項に規定する貸金業者

九
平成十五年四月二日 参議院会議録第十六号 株式会社産業再生機構法案

官 報 (号外)

2 委員の中には、代表取締役及び社外取締役（商法第二百八十八条第一項第七号ノ二に規定する社外取締役をいう。）が、それぞれ一人以上含まれなければならない。
3 委員は、取締役会の決議により定める。
4 委員の選定及び解職の決議は、主務大臣の認可を受けなければならぬ。
5 委員は、機構の定款その他の定めにかかわらず、それぞれ独立してその職務を執行する。
6 委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
7 委員長は、委員会の会務を総理する。
8 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に事故がある場合に委員長の職務を代理する者を定めておかなければならない。
（運営）

第十七条 委員会は、委員長・委員長に事故があるときは、前条第八項に規定する委員長の職務を代理する者。以下この条において同じ。）が招集する。
2 委員会は、委員長が出席し、かつ、現に在任する委員の総数の三分の一以上の出席がなれば、会議を開き、議決をすることができない。
3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決する。可否同数のときは、委員長が決する。
4 商法第二百八十条ノ二第二項及び第三項、第二百六十九条ノ三第一項並びに第二百六十条ノ四並びに商法特例法第一条の四第一項及び第二項の規定は、委員会の運営について準用する。この場合において、商法第二百六十条ノ二第三項中「第一項ノ取締役」とあるのは「株式会社産業象事業者に対しても金融機関等が有する貸付債

第十八条 機構は、委員を選定したときは、本店の所在地においては二週間以内に、支店の所在地においては三週間以内に、委員の氏名を登記しなければならない。委員の氏名に変更を生じたときも、同様とする。
2 前項の規定による委員の選定の登記の申請書には、委員が就任を承諾したことを証する書面を添付しなければならない。
3 委員の退任による変更の登記の申請書には、これを証する書面を添付しなければならない。
（業務の範囲）

第十九条 機構は、その目的を達成するため、次に掲げる業務を営むものとする。
一 第二十三条第一項の対象事業者に対して融機関等が有する債権の買取り又は同項の対象事業者に対して金融機関等が有する貸付債
2 機構が前項第一項に規定する業務を行なう場合には、機構を銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行とみなして、同法第十三第三条の二及び第二十三条の規定を適用する。この場合において、同法第十三第三条の二中「内閣府令」とあるのは「内閣府令・財務省令・経済産業省令」と、「内閣総理大臣」とあるのは「内閣総理大臣、財務大臣及び経済大臣」とする。
3 主務大臣が第一項の規定により支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、再生支援の対象となる事業者の事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）の意見を聴かなければならない。
4 第二節 支援基準

業分野別指針との整合性に配慮しなければならない。

4 主務大臣は、第一項の規定により支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

第三節 業務の実施

(支援決定)

第二十二条 過大な債務を負っている事業者であつて、その債権者である一以上の金融機関等と協力してその事業の再生を図ろうとする者は、当該金融機関等と連名で、機構に対し、再生支援を申し込むことができる。

2 前項の申込みは、当該申込みをする事業者の事業の再生の計画(以下「事業再生計画」といふ)を添付して行わなければならない。

3 機構は、第一項の申込みがあつたときは、遅滞なく、支援基準に従つて、再生支援をするかどうかを決定するとともに、その結果を当該申込みをした事業者及び金融機関等に通知しなければならない。この場合において、機構は、再生支援をする旨の決定(以下「支援決定」という。)を行つたときは、併せて、次条第一項前段の関係金融機関等の選定及び買取申込み等期間の決定、第二十四条第一項の一時停止の要請をするかどうかの決定並びに第二十五条第二項の必要債権額の決定を行わなければならない。

4 機構は、再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、第一項の申込みをした事業者における事業再生計画についての労働者との協議の状況等に配慮しなければならない。

5 機構は、第一項の申込みをした事業者が中小規模の事業者である場合において再生支援をするかどうかを決定するに当たつては、当該事業者の企業規模を理由として不利益な取扱いをしてはならない。

官 報 (号 外)

146 機構は、再生支援をするかどうかを決定しようとするとときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聽かなければならない。

157 主務大臣は、前項の規定により意見を聽かれただときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

168 事業所管大臣は、前項の通知を受けた場合において、過剰供給構造その他の当該事業者の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、機構に対して意見を述べることができる。

(買取申込み等の求め)

第二十三条 機構は、支援決定を行つたときは、直ちに、その対象となつた事業者(以下「対象事業者」という。)の債権者である金融機関等のうち再生支援の申込みをしたものその他事業再生計画に基づく対象事業者の事業の再生のために協力を求める必要があると認められるもの(以下「関係金融機関等」という。)に対し、支援決定

の日から起算して三月以内で機構が定める期間(以下「買取申込み等期間」という。)内に、当該関係金融機関等が対象事業者に対して有するすべての債権につき、次に掲げる申込み又は同意をする旨の回答(以下「買取申込み等」という。)をするよう求めなければならない。この場合において、関係金融機関等のうち再生支援の申込みをした金融機関等以外の金融機関等に対する求めは、支援決定を行つた旨の通知及び事業再生計画を添付して行わなければならない。

一 債権の買取りの申込み
一 事業再生計画に従つて債権の管理又は処分をすることとの同意(対象事業者に対する貸付

債権を信託財産とし、当該同意に係る事業再生計画に従つてその管理又は処分を行わせるための信託の申込みを含む。)

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

3 機構は、買取申込み等期間の末日を、平成十七年三月三十一日以前の日としなければならない。

2 前項第一号の債権の買取りの申込みは、価格を示して行うものとする。

3 機構は、買取申込み等期間が満了するまでに、回収等をしないこと(以下「一時停止」といふ。)を要請しなければならない。

2 前項の場合において、関係金融機関等が一時停止の要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に對し、買取決定を行つてはならない。

3 第二項の場合において、関係金融機関等が一時停止の要請に反して回収等をしたときは、機構は、当該関係金融機関等からの買取申込み等に對し、買取決定を行つてはならない。

4 機構は、買取決定を行おうとするときは、あらかじめ、主務大臣の意見を聽かなければならぬ。

(買取価格)

第二十六条 機構が債権の買取りを行う場合の価格は、支援決定に係る事業再生計画を勘案した適正な時価を上回ってはならない。

(買取申込み等期間の延長)

第二十七条 機構は、買取申込み等に係る債権のうち、買取りをできると見込まれるものとの額及び同意に係るものとの額の合計額が、

買取申込み等期間が満了しても必要債権額に満たないことになると見込まれるときは、当該買取申込み等期間の延長を決定することができるとする。この場合において、当該延長する買取申込み等期間の末日は、支援決定の日から起算して三月以内でなければならない。

2 機構は、前項の規定により買取申込み等期間の延長を決定したときは、直ちに、その旨をすべての関係金融機関等に通知するとともに、いまだ買取申込み等をしていない関係金融機関等に対し、当該延長した買取申込み等期間内に買取申込み等をするよう求めなければならない。

2 決定、整理開始の命令、特別清算開始の命令又は外国倒産処理手続の承認の決定を受けたとき。

(決定の公表)

第三十条 機構は、次に掲げる決定を行つたときは、速やかに、その旨及びその他主務省令で定める事項とし、
（よなしうまよつよ）。

一 支援決策

二 買取決定

三 文豪と業者

(資金の貸付けに関する機構の確認)

第三十一条 対象事業者に係る支援油

買取決済の時までの間に当該対象事業者に資金の貸付けを行うとする金融機関等は、機構に

大に譲り受けたが次の名号のいすれにも適合する、この「羅忍」を表める一七がござる。

の確認を求めることができる。

欠くことができないものとして主務大臣が定

二 対象事業者の事業再生計画に、当該貸付け
める基準に該当するものであること。

に係る債権の弁済を機構及び第一二十三条第一

項第二号の同意をした関係金融機関等(以下
二つ並びて又が第三二三二六一

「機構等」という。)が有する他の債権の弁済よ

りも優先的に取り扱う旨が記載されている（こ

と(三)事業半ば計画に 株權等が対象事業者
の債務を免余する旨が記載されて、ある場合

者の債務を免除する旨が詔書されてゐる場合に限る。)。

機構は、前項の確認を行つたときは、直ち

に、その旨を、該金融機関等に通知するどもに、公告するものとする。

3 前項の規定による公告は、時事に関する事項

を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法又はインターネットを利用する主務省令で定める方法で

しなければならない。

100

4 機構は、第一項の確認を行った場合において、当該対象事業者に係る買取決定を行ったときは、直ちに、その旨を当該確認を受けた金融機関等に通知するものとし、当該金融機関等がその通知を受けた時までに当該確認に係る貸付けを行っていないときは、当該確認は、その効力を失う。

(再生手続の特例)

第三十二条 裁判所(再生事件を取り扱う一人の裁判官又は裁判官の合議体をいう。次項において同じ。)は、機構が対象事業者に係る買取決定の時から当該対象事業者に係るすべての債権及び持分についての譲渡その他の処分の決定の時までの間に当該対象事業者について再生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生計画に従って当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)において、前条第一項の規定により機構が確認を行った貸付けに係る再生債権と他の再生債権との間に権利の変更の内容に差等を設ける再生計画案が提出され、又は可決されたときは、次に掲げる事項を考慮した上で、当該再生計画案が民事再生法(平成十一年法律第二百一十五号)第二百五十五条第一項に規定する差等を設けても公平を害しない場合に該当するかどうかを判断しなければならない。

一 当該貸付けが、対象事業者の事業の継続に欠くことができないものであることが確認されていること。

二 機構等が事業再生計画に従つて対象事業者の債務を免除していること及びその額

裁判所は、前項に規定する差等が設けられた再生計画案が提出され、又は可決された場合に

は、機関に対し、意見の陳述を求めることがで
きる。

(更生手続についての準用)

係る買取決定の時から当該対象事業者は係るすべての債権及び持分についての譲渡その他の処

の決定の日までの間に三種類の申立てがなされ、更生手続開始の申立てが行われた場合(当該申立ての時までに、機構等が事業再生十画に

従つて当該対象事業者の債務を免除している場合に限る。)について準用する。この場合において

て、同条第一項中「再生事件」とあるのは「再生事件（会社更生法（平成十四年法律第百五十四

号)第一条第三項に規定する更生事件をいう。」と、「再生債権と他の再生債権」とあるのは「更

生債権(同法第二条第八項に規定する更生債権をいう。以下同じ。)とこれと同一の種類の他の

更生債権」と、同条中「差等」とあるのは「差」と、「再生計画案」とあるのは「更生計画案」と、

同条第一項中「民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）第一百五十五条第一項」とあるのはは

（賛成の立派人は圓鏡）
同法第六十ハ條第一項と読み替えるものとする。

第三十四条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、次の各号に掲げる者に対し、当該

各号に定める者の業務又は財産の状況に関する資料の提出を求めることができる。

一 再生支援の申込みをした事業者又は金融機関等当該事業者

二　対象事業者又は関係金融機関等　対象事業者

2 前項の規定により資料の提出を求められた者

卷之三

3 国、都道府県又は日本銀行は、機構がその業務を行つたため特に必要があると認めて要請をしたときは、機構に対し、資料を交付し、又はこれを閲覧させることができる。

第五章 財務及び会計

(予算の認可)

第三十五条 機構は、毎営業年度の開始前に、当該営業年度の予算を主務大臣に提出して、その認可を受けなければならない。これを変更しようとするとともも、同様とする。

(利益配当の特例)

第三十六条 機構は、各営業年度において、企業一般の配当の動向その他の経済事情及び機構の行う業務の公共性を考慮して政令で定める割合を超えて、発行済株式に対し、利益の配当を行わないものとする。

(利益処分等の決議)

第三十七条 機構の利益の処分又は損失の処理の決議は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(財務諸表)

第三十八条 機構は、毎営業年度終了後二月以内に、その営業年度の貸借対照表、損益計算書及び営業報告書を主務大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

(借入金及び社債)

第三十九条 機構は、日本銀行、金融機関その他者の者から資金の借入れをし、又は社債の発行をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。この場合において、日本銀行からの資金の借入れは、日本銀行以外の者から

の資金の借り入れ又は機構の社債の発行を行ふ場合における一的な資金繰りのために必要があると認めるときに限り、行うものとする。

2 機構の借入金の現在額及び社債の元本に係る債務の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

3 日本銀行は、日本銀行法(平成九年法律第十八号)第四十三条第一項本文の規定にかかわらず、機構に対し、第一項の資金の貸付けをすることができる。

4 農林中央金庫は、農林中央金庫法(平成十三年法律第九十三号)第五十四条第三項の規定にかかわらず、機構に対し、同項の規定による農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を受けないで、第一項の資金の貸付けをすることができる。

(政府保証)

第四十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、機構の前条第一項の借り入れ又は社債に係る債務について、保証契約をすることができる。

第六章 監督

(監督)

第四十一条 機構は、主務大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構に対し、その業務に関し監督上必要な命令をることができる。

(報告及び検査)

第四十二条 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、機構からその業

務に關し報告をさせ、又はその職員に、機構の
營業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳
簿、書類その他の物件を検査させることができ
る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、そ
の身分を示す証明書を携帶し、関係人にこれを
提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪
捜査のために認められたものと解してはならな
い。

第七章 解散等

(機構の解散)

第四十三条 機構は、第十九条第一項に規定する
業務の完了により解散する。

(合併、分割又は解散の決議)

第四十四条 機構の合併、分割又は解散の決議
は、主務大臣の認可を受けなければ、その効力
を生じない。

(残余財産の分配の特例)

第四十五条 機構が解散した場合において、株主
に分配することができる残余財産の額は、株式
の発行額の総額に機構の行う業務の公共性を
考慮して政令で定める割合を乗じて得た金額を
限度とする。

2 残余財産の額が前項の規定により株主に分配
することができる金額を超えるときは、その超
える部分の額に相当する残余財産は、商法第四
百二十五条の規定にかかわらず、国庫に帰属す
る。

(政府の補助)

第四十六条 政府は、機構が解散する場合におい
て、その財産をもって債務を完済することがで
きないとときは、予算で定める金額の範囲内にお

いて、機構に対し、当該債務を完済するために要する費用の全部又は一部に相当する金額を補助することができる。

第八章 預金保険機構の業務の特例等

(預金保険機構の業務の特例)

第四十七条 預金保険機構は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行つ。

一 機構の設立の発起人となり、及び機構に対し出資を行うこと。

二 前号に掲げる業務に附帯する業務を行つこと。

2 預金保険機構は、前項第一号の規定による出資を行おうとするときは、運営委員会(預金保険法第十四条に規定する運営委員会をいう。以下同じ。)の議決を経て出資する金額を定め、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。

(区分経理)

第四十八条 預金保険機構は、前条第一項に規定する業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(以下「産業再生勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

(借入金及び預金保険機構債券)

第四十九条 預金保険機構は、第四十七条第一項に規定する業務を行うため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れ(借換えを含む。次項及び次条において同じ。)をし、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えための発行を含む。次項において同じ。)をすることができる。

2 預金保険機構は、前項に規定する資金の借入れ又は債券の発行を行つ場合における一時的な資金繰りのために必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、日本銀行から資金の借入れをすることができる。

3 第一項の規定による借入金の現在額、同項の規定により発行する債券の元本に係る債務の現在額及び前項の規定による借入金の現在額の合計額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

4 第三十九条第四項の規定は第一項の資金の貸付けについて、同条第三項の規定は第二項の資金の貸付けについて、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「機構」とあるのは、「預金保険機構」と読み替えるものとする。

5 第一項の規定により発行される債券については、これを預金保険法第四十二条第一項の規定は、これを預金保険法第十五条第五号中「事項」とあるのは、預金保険法第十五条第五号中「事項」とあるのは、事項(株式会社産業再生機構法(以下「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るもの)を除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第四十七条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、預金保険機構の前条第一項若しくは第二項の借り入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

(拠出金)

第五十一条 預金保険機構は、第四十七条第一項に規定する業務を行つため必要な資金(当該資金において同じ。)を、又は預金保険機構債券(以下「債券」という。)の発行(債券の借換えための発行を含む。)に係る債務の償還に必要な資金(当該資金において同じ。)を、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者(日本銀行を除く。)から資金の借入れ(借換えを含む。)又は当該資金を調達するために発行した債券(借換えのために発行した債券を含む。)に係る債務の償還に必要な資金(当該資金を含む。)の財源に充てるため、金融機関そ

の他の者から拠出金を拠出を受けることができる。

(産業再生勘定の廃止)

第五十二条 預金保険機構は、機構の解散の日以後の政令で定める日において、産業再生勘定を廃止するものとする。

2 預金保険機構は、前項の規定により産業再生勘定を廃止した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、運営委員会の議決を経て、当該残余財産の額を、前条の規定により拠出金を拠出した金融機関その他の者に對し、その拠出金の額に応じて分配するものとする。

(預金保険法の特例)

第五十三条 第四十七条第一項の規定により預金保険機構が同項に規定する業務を行つ場合には、預金保険法第十五条第五号中「事項」とあるのは、預金保険法第十五条第五号中「事項」とあるのは、事項(株式会社産業再生機構法(以下「機構法」という。)の規定による機構の業務に係るもの)を除く。」と、同法第三十七条第一項中「業務」とあるのは「業務(機構法第四十七条第一項に規定する業務を除く。)」と、同法第四十四条、第四十五条第二項、第四十六条第一項及び第五十条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律第三条の規定にかかるわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、預金保険機構の前条第一項若しくは第二項の借り入れ又は同条第一項の債券に係る債務の保証をすることができる。

(主務大臣)

第五十四条 この法律における主務大臣は、内閣総理大臣、財務大臣及び経済産業大臣とする。ただし、第四十二条第一項に規定する主務大臣の権限は、内閣総理大臣、財務大臣又は経済産業大臣がそれぞれ単独に行使することを妨げない。

2 この法律における主務省令は、内閣府令・財務省令・経済産業省令とする。

(課税の特例)

第五十五条 内閣総理大臣は、前章の規定による権限を金融庁長官に委任する。

2 この法律に規定する主務大臣は、内閣府令・財務省令・経済産業省令とする。

(税の特例)

第五十六条 機構が債権買取り等の申込みを受け、当該申込みに基づく債権の買取りにより不動産に関する権利の取得をした場合には、当該不動産に関する権利の移転の登記については、財務省令で定めるところにより当該取得後一年以内に登記がされるものに限り、登録免許税を課さない。

(産業活力再生特別措置法との関係)

第五十七条 機構は、再生支援をするに当たっては、必要に応じ、対象事業者に対し、産業活力再生特別措置法第三条第一項の事業再構築計画の認定、同法第五条第一項の共同事業再編計画の認定又は同法第六条第一項の経営資源再活用計画の認定の申請を促すこと等により、同法により講じられる施策と相まって、効果的にこれを行うよう努めなければならない。

(金融厅又は日本銀行に対する協力要請)

第五十八条 機構は、債権の買取りに際しての適正な時価の算定等のため必要があると認めるときは、金融厅又は日本銀行に対し、技術的助言

その他の協力を求めることができる。

(預金保険機構及び特定協定銀行との協力等)

第五十九条 機構は、第十九条第一項第一号に掲げる業務その他の業務の実施に当たっては、預金保険機構及び特定協定銀行(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(平成十年法律第一百三十二条)第五十三条第一項第二号に規定する特定協定銀行をいう。)との協力体制の充実を図りつつ、適正かつ効率的に行うよう努めなければならない。

(政府関係金融機関等の協力等)

第六十条 第二条第一項第五号に掲げる法人(以下「政府関係金融機関等」という。)は、機構が第二十三条第一項の規定により買取申込み等をするよう求めた場合において、当該買取申込み等に伴う負担が合理的かつ妥当なものであるときは、これに応じるよう努め、当該買取申込み等が同項第一号の同意をする旨のものであつた場合には、当該同意に係る事業再生計画に従つて対象事業者の債務の免除その他の必要な協力をしなければならない。

2 政府関係金融機関等を所管する大臣及び財務大臣は、当該政府関係金融機関等が対象事業者に係る債権を機構に譲渡し、又は事業再生計画に従つて対象事業者の債務を免除した場合における決算に関する書類の承認をするかどうかの判断(財務大臣にあつては、承認の協議における判断を含む。)に当たっては、対象事業者の事業の再生を通じて我が国の産業の再生及び信用秩序の維持を図るとのこの法律の趣旨を尊重しなければならない。

第十章 罰則

第六十一条 機構の役員又は職員が、その職務に

関して、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。

これによって不正の行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第六十二条 前条第一項の賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 第十三条の規定に違反してその職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第六十四条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、百万円以下の過料に処する。

第六十六条 第五条第二項の規定に違反して、産業再生機構という名称を用いた者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二章、第十一条(第四項を除く。)、第十一条、第二十一条、第八章、第五十四条及び

二 第二十二条、第十一条第四項の規定 公布の日

十五年四月一日のいずれか遅い日

第五十五条の規定 公布の日又は平成十五年四月一日のいずれか遅い日

一、委員会の決定の理由 要領書

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

第二条 この法律の施行の際、現に産業再生機構という名称を使用している者については、第五条第二項の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(予算についての経過措置)

第三条 機構の成立の日の属する営業年度の予算について、第三十五条中「毎営業年度の開始前に」とあるのは、「機構の成立後遅滞なく」と

する。

(罰則についての経過措置)

第四条 この法律の施行前にした預金保険法第五十一条第三号に該当する違反行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

第五条 政府は、この法律の施行後二年以内に、この法律の施行状況、特殊法人等改革基本法(平成十三年法律第五十八号)第三条に規定する基本理念、社会経済情勢の変化等を勘案し、機構に係る制度について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

審査報告書

株式会社産業再生機構法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

平成十五年四月一日

経済産業委員長 田浦 直

参議院議長 倉田 寛之殿

本法律案は、株式会社産業再生機構法の施行に伴い、破綻金融機関等以外の金融機関からの預金保険機構への資産の買取りの申込みの期間を一年間延長するとともに、中小企業信用保険法その他の関係法律の整備を行おうとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

(小字及び一は衆議院院修止)
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律案
産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律

産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
目次中「・第二条」を「一(第二条の三)に、「事業再構築の円滑化」を「事業再構築、共同事業再編及び経営資源再活用の円滑化」に、「第三章 創業及び中小企業による新事業の開拓の支援第二十一条第一項」を「第三章 中小企業の活力再生」に、「第三章 創業及び中小企業再生の再生」に改める。

第一条中「事業再構築」の下に「、共同事業再編及び経営資源再活用」を加え、「創業及び中小企業による新事業の開拓」を「中小企業の活力の再生」に改める。

この基準に適合する事業分野(以下「特定事業分野」という。)に属する事業を行う二以上の事業者が共同して行う過剰供給構造の解消を目指した事業活動であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものと。一 施設の相当程度の撤去、設備の相当程度の廃棄その他の方法により当該事業分野における供給能力を減少させるものであること。
二 当該二以上の事業者及びこれらの関係事業者に係る株式交換、株式移転、合併、会社の分割、當業の全部又は一部の譲渡又は譲受け、会社の設立又は清算その他の政令で定める組織の再編成を伴うものであること。

この法律において「経営資源再活用」とは、合併、當業の譲受けその他これらに准ずるものに

より他の事業者から事業を承継し、当該事業に係る当該他の事業者の経営資源を効率的に活用して当該事業の生産性を相当程度向上させることを目的とした事業活動をいう。

この法律において「事業革新設備」とは、第二項第二号イからハまでに掲げる事業革新に必要な設備であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものをいう。

当該設備を導入しようとする事業者が現に有しておらず、かつ、初めて導入するものであること。

当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものであること。

第一章中第一条の次に次の二条を加える。

(基本指針)

第二条の二 経済産業大臣は、我が国産業の活力の再生に関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めなければならない。

二 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 我が国産業の活力の再生に関する基本的事項

二 事業再構築に関する次に掲げる事項

イ 事業再構築による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

ロ 事業再構築の実施方法に関する事項
ハ イ及びロに掲げるものほか事業再構築に関する重要な事項

二 共同事業再編に関する次に掲げる事項

イ 過剰供給構造にある事業分野の基準に関する事項

ロ 共同事業再編による供給能力の減少に関する目標の設定に関する事項
ハ 共同事業再編の実施方法に関する事項

三 共同事業再編に関する重要事項

イ 過剰供給構造による供給能力の減少に関する目標の設定に関する事項

ロ 共同事業再編による供給能力の減少に関する目標の設定に関する事項
ハ 共同事業再編の実施方法に関する事項

四 経営資源再活用に関する事項

イ 経営資源再活用による生産性の向上に関する目標の設定に関する事項

ロ 経営資源再活用による生産性の向上に関する目標の設定に関する事項
ハ イ及びロに掲げるものほか経営資源再活用に関する重要な事項

五 事業革新設備に関する事項

イ 導入すべき事業革新設備の基準に関する事項

ロ イに掲げるもののほか事業革新設備の導入に関する重要な事項

六 その他我が国産業の活力の再生に関する重要な事項

イ 導入すべき事業革新設備の基準に関する事項

ロ イに掲げるもののほか事業革新設備の導入に関する重要な事項

七 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、基本指針を変更するものとする。

五 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

六 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

七 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

八 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

九 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

十 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

十一 経済産業大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

(事業分野別指針)

第二条の三 主務大臣は、基本指針に基づき、所管に係る事業分野のうち、過剰供給構造にある事業分野であって当該事業分野の特性に応じた事業活力の再生を図ることが適当と認められるものを指定し、当該事業分野に係る産業の活力の再生に関する指針(以下「事業分野別指針」という。)を定めることができる。

主務大臣は、基本指針においては、当該事業分野における共同事業再編の実施方法その他の当該事項を定めるものとする。

主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、事業分野別指針を変更するものとする。

主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならない。

主務大臣は、事業分野別指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

の条において同じ。)を消滅会社等(株式交換による完全子会社となる株式会社、分割をする株式会社又は合併により消滅する株式会社をいふ。以下この条において同じ。)の株主(吸収分割をする場合における分割をする会社を含む。以下この条において同じ。)に交付することがであります。この場合において、存続会社等及び消滅会社等は、次の各号に掲げる特定金銭等についてそれぞれ当該各号に定める事項を株式交換契約書、分割契約書又は合併契約書第四項において「合併契約書等」という。)に記載しなければならない。

条ノ一第一項に規定する親会社をいう。以下同じ。)の株式を交付しようとするときは、当該存続会社等は、同項の規定にかかるらず、合併契約書等に記載した交付すべき親会社の株式の総数を超えない範囲において当該親会社の株式を取得することができる。

より催告すべき事項の催告を行つたときにおける
同法第三百七十四条ノ二十六第二項の規定の
適用については、当該社債の社債権者は、同法
第三百七十四条ノ二十第一項に規定する各別の
催告を受けたものとみなす。

四 当該資本等の減少により減少する資本等の合計額が第二号の規定による新株の発行等及

び次項の規定による資本準備金の積立てにより増加する資本等の合計額を超えないこと。前項第一号の規定による自己の株式の処分をする場合においては、取締役会の決議をもつ

て、当該処分による払込みに係る額から当該自己の株式につき会計帳簿に記載し、又は記録した価額を控除した額の全部又は一部を資本準備金として積み立てることができる。

特定減資等である資本準備金又は利益準備金の減少については、商法第二百八十九条第二項の規定にかかわらず、その全額を減少することができる。

三百七十六条第一項(同法第二百八十九条第四項において準用する場合を含む。)の規定による
准用は、一〇二二七四(二)。

5 認定事業者又はその関係事業者である株式会社が特定減資等と同時にを行う株式の併合であつて次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして主務省令で定めるところにより主務省令によるものとみなすことを要しない。

大臣の認定を受けたものに係る商法第二百四
条第一項の規定の適用については、同項前段中
「第三百四十三条二定ムル決議」とあるのは取

締役会ノ決議」とし、同項後段の規定は、適用しない。

当該株式の併合と同時に商法第百一十九条第二項の規定により一単元の株式の数を減少し、又はその数を廃止するものであること。

2 特定合併等(前項の規定により特定金銭等を交付して行う株式交換、吸収分割又は合併を行う。以下この条において同じ。)を行なう株式会社についての商法第三百五十四条第一項第二号、第三百七十四条ノ十八第一項第二号及び第四百八条ノ二第一項第二号の規定の適用については、同法第三百五十四条第一項第一号及び第四百八条ノ二第一項第二号中「株式ノ割当」とあり、並びに同法第三百七十四条ノ十八第一項第二号中「新株ノ割当」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第十一條の九第一項ニ規定スル特定金銭等ノ交付」とする。

3 特定合併等(存続会社等が消滅会社等の株主に新株を発行せず、かつ、自己の株式を移転しないものに限る。)を行う場合における消滅会社等については、商法第三百五十三条第六項、第三百七十四条ノ十七第六項本文及び第四百八条第五項前段の規定は、適用しない。

4 特定合併等を行なう場合における存続会社等が特定金銭等としてその親会社(商法第三百十一

（会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例）

第十二条の十 認定事業者である株式会社が認定計画に従つて新設分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債無記名式のもの及びその権利の帰属が社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。（以下この条において同じ。）を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ四第一項の規定により催告すべき事項の催告を行つたときにおける同法第三百七十四条ノ十二項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百七十四条ノ四第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。

認定事業者である株式会社が認定計画に従つて吸収分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定に

6 特定合併等による変更の登記に係る商業登記法第八十九条の三第一項、第八十九条の八第一項及び第九十条第一項の規定の適用については、これらの規定中「次の書類」とあるのは、「次の書類及び産業活力再生特別措置法第十二条の九第一項の主務大臣の認定を受けたことを証する書面」とする。

(会社の分割における社債権者に対する催告に関する特例)

第十二条の十 認定事業者である株式会社が認定計画に從つて新役分割をする場合において、当

該株式会社がその発行した社債(無記名式のもの及びその権利の帰属が社債等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものに限る。以下この条において同じ。)を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十一条の規定により催告すべき事項の催告を行ったときにおける同法第三百七十四条ノ第一項の規定の適用については、当該社債の社債権者は、同法第三百二十四条ノ四第二項

2
の本件を有し、同法第二百七十四条第一項に規定する各別の催告を受けたものとみなす。
認定事業者である株式会社が認定計画に従って吸收分割をする場合において、当該株式会社がその発行した社債を管理する社債管理会社に対し商法第三百七十四条ノ二十第一項の規定に

口 イに規定する株式会社又は有限会社に対する金銭債権であつて当該株式会社又は有限会社以外の者が保有するものの取得及び保有

ハ 第一号から第六号までの規定又はイ若しくは口の規定により組合がその株式、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権、匿名組合契約の出資の持分又は信託の受益権を保有している株式会社の新たに発行する社債の取得及び保有

二 第一号から第六号までの規定又はイ若しくは口の規定により組合がその株式、持分、新株予約権、新株予約権付社債等、金銭債権、工業所有権、著作権又は信託の受益権を保有している株式会社又は有限会社に対して行う金銭の新たな貸付け

2 前項第二号イに規定する純資産、純損失及び欠損の額並びに同号口に規定する負債及び資産の額の算定の方法は、経済産業省令で定める。

3 第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合に対する有限責任組合法第七条第四項の規定の適用については、同項中「事業以外の行為」とあるのは、「事業又は産業活力再生特別措置法第十六条の二第一項に掲げる事業以外の行為」とする。

第十七条 第二号を次のように改める。

(課税の特例)

第十七条 事業革新を行う認定共同事業再編事業者が、認定共同事業再編計画に従つて他の認定共同事業再編事業者と共同で新たに法人(当該認定共同事業再編事業者及び当該他の認定共同事業再編事業者の役員又は従業員がその常勤の取締役として経営に従事するものであることにつき主務大臣の確認を受けたものに限る)を設立するために現物出資を行つ場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の定めによつて、課税の特例の適用があるもの

とする。

2 認定事業再構築事業者(事業革新を行うものに限る)、認定共同事業再編事業者若しくはその関係事業者又は認定経営資源再活用事業者

(事業革新を行うものに限る)のうち、特定施設撤去等(施設の相当程度の撤去(以下「特定施設撤去」という)又は設備の相当程度の廃棄(以下「特定施設撤去」という)を行ふことをいい、特定施設撤去又は特定施設撤去を行ふこと

当該特定施設撤去又は特定施設撤去を行ふことに伴い必要となるものとして政令で定める行為

を併せて行う場合にあつては、当該行為を含む)を行うものとして主務大臣の確認を受けた法人が、認定計画に従つて当該確認に係る特定施設撤去等を行つた場合において、当該特定施設撤去等により欠損金を生じたときは、租税特別措置法の定めるところにより、法人税に係る欠損金の繰越し又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

3 認定共同事業再編事業者から政令で定める方法により施設又は設備を承継したその関係事業者が認定共同事業再編計画に従つて当該施設又は設備に係る特定施設撤去等を行うことにつき、当該認定共同事業再編事業者が主務大臣の確認を受けた場合において、当該関係事業者が行った当該確認に係る特定施設撤去等により、当該認定共同事業再編事業者が欠損金を生じたときも、前項と同様とする。この場合においては、当該関係事業者は、同項の規定による主務大臣の確認を受けることができない。

第十八条 第二号を「平成十五年三月三十一日」に改める。

第二十一条 第二項中「平成十五年三月三十一日」を「第二十条第二項及び第二十一条第四項第一号」を「第二十二条第七項第一号」に改める。

第二十二条 第二項第一号中「第二十条第四項第一号」を「第二十二条第七項第一号」に改め、同項第二号

中(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。)を「第二十二条第七項第一号」に改める。

第二十三条 第二項第一号中「第二十条第四項第一号」を「第二十二条第七項第一号」に改め、同項第二号

中(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。)を「第二十二条第七項第一号」に改め、同項第二号

企業者の経営基盤の強化を図るため、当該中小企業者の行う事業に関する経営方法又は技術に関する助言、研修又は情報提供その他必要な施策を総合的に推進するよう努めるものとする。

第二十一条 中「事業再構築」の下に「共同事業再編及び経営資源再活用」を加える。

「第三章 創業及び中小企業者による新事業の開拓の支援」を「第三章 中小企業の活力の再生」に改める。

第三章中第二十二条の前に次の節名を付する。

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化

第一節 創業及び中小企業者による新事業の開拓の円滑化

第二十二条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

第二十三条第一項中「平成十五年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改め、同項第二号

中(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百八十一条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。)を「第二十二条第七項第一号」に改め、同項第二号

め、国、地方公共団体、中小企業総合事業団及び次条第二項に規定する認定支援機関が講ずべき支援措置に関する基本的な指針(以下「中小企業再生支援指針」という。)を定めなければならない。

2 中小企業再生支援指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 中小企業の活力の再生の支援に関する基本的項目

二 中小企業の活力の再生の支援内容に関する事項

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

四 その他中小企業の活力の再生の支援に関する事項

三 中小企業の活力の再生の支援体制に関する事項

四 その他中小企業の活力の再生の支援に関する事項

三 経済産業大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、中小企業再生支援指針を変更するものとする。

4 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、中小企業者の事業を所管する大臣に協議するとともに、中小企業政策審議会の意見を聴かなければならない。

5 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(認定支援機関)

第二十九条の二 経済産業大臣は、中小企業再生支援指針に基づき、経済産業省令で定めるところにより、商工会、都道府県商工会連合会、商工会議所又は中小企業支援法(昭和三十八年法律第四十七号)第七条第一項に規定する指定法人であつて、都道府県の区域の全部又は一部の地域において次項に規定する業務(以下「中小企業再生支援業務」という)を適正かつ確實に行なうことができる認められるものを、その申請により、中小企業再生支援業務を行う者として認定することができる。

前項の認定を受けた者(以下「認定支援機関」という。)は、他の法令に定めるものほか、当該認定に係る次項第四号ハの地域において、次の業務を行ふものとする。

一 事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業を行おうとする中小企業者の求めに応じ、必要な指導又は助言を行うこと。

二 中小企業者及びその経営の改善を支援する事業を行う者並びにこれらの者の従業員に対し、事業再構築、共同事業再編、経営資源再活用又は経営資源活用新事業に関する研修を行ふこと。

三 前二号に掲げる業務に関連して必要な情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

四 中小企業総合事業団からの委託に基づき、第二十九条の八に規定する業務の実施に必要な調査を行うこと。

3 第一項の認定を受けようとする者は、経済産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した認定申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

一 名称及び住所
二 事務所の所在地

三 次条第一項に規定する中小企業再生支援協議会の委員として任命しようとする委員の候補者

イ 中小企業再生支援業務の内容
ロ 中小企業再生支援業務の実施体制
ハ 中小企業再生支援業務を行う地域

ニ イからハまでに掲げるもののほか、経済産業省令で定める事項

4 認定支援機関は、前項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたときは遅滞なく、同項第四号に掲げる事項の変更、経済産業省令で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときはあらかじめ、その旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

(中小企業再生支援協議会)

第二十九条の三 認定支援機関に、中小企業再生支援協議会を置く。

2 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関の長及びその任命する委員をもって組織する。

3 中小企業再生支援協議会の委員は、中小企業再生支援業務に係る実務経験又は学識経験を有する者のうちから任命しなければならない。

4 認定支援機関の長は、中小企業再生支援協議会の委員を選任したときは、経済産業省令で定めるところにより、経済産業大臣にその旨を届け出なければならない。中小企業再生支援協議会の委員に変更があつたときも、同様とする。

5 中小企業再生支援協議会は、認定支援機関が行う中小企業再生支援業務の具体的な内容、実施体制の確保その他の中企再生支援業務の遂行に関する重要な事項を審議し、決定するほか、認定支援機関に対する専門的な助言を行う。

6 前各項に規定するものほか、中小企業再生支援協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(秘密保持義務)

第二十九条の四 認定支援機関の役員若しくは職員若しくは中小企業再生支援協議会の委員又はこれらの職にあつた者は、中小企業再生支援業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(改善命令)

第二十九条の五 経済産業大臣は、認定支援機関の中小企業再生支援業務の運営に関し改善が必要であると認めるときは、その認定支援機関に對し、その改善に必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(認定の取消し)

第二十九条の六 経済産業大臣は、認定支援機関が前条の規定による命令に違反したときは、その認定を取り消すことができる。

第二十九条の七 認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業(中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たもの)の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借り入れ」とあるのは、「産業活力再生特別措置法第二十九条の七に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借り入れ」とする。

(中小企業総合事業団の業務の特例)

第二十九条の八 中小企業総合事業団は、中小企業総合事業団法(平成十一年法律第十九号)第二十一条第一項に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、次の業務(以下「再生支援業務」という。)を行う。

一 第十六条の二第一項各号に掲げる事業の全部又は一部を営むことを約した組合であつて、中小企業に対する投資事業を行うものに對し、当該投資事業に必要な資金の出資を行うこと。

二 前号の業務に附帯する業務を行うこと。

(中小企業総合事業団法の特例)

第二十九条の九 前条の規定により中小企業総合事業団が再生支援出資業務を行う場合には、中小企業総合事業団法第二十三条第一項中「規定する業務」とあるのは、規定する業務及び産業活

生支援出資業務(以下単に「再生支援出資業務」という。)と、「主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援出資業務に係るものについては、経済産業大臣)」と、同法第二十五条第一項、第三十条第一項及び第三十七条第一項中「を除く。」

とあるのは「を除く。」及び再生支援出資業務と、同法第三十二条第一項第一号中「附帯する業務」とあるのは「附帯する業務並びに再生支援出資業務」と、同法第三十五条(見出しを含む。)とあるのは「を除く。」及び再生支援出資業務と、同法第三十二条第一項第一号中「新事業開拓促進等資金」と、同法第一項中「新事業開拓促進業務」とあるのは「新事業開拓促進業務」という。)とあるのは「新事業開拓促進等資金」と、同法第四十四条及び第四十五条第一項中「主務大臣」とあるのは「主務大臣(再生支援出資業務に係る事項については、経済産業大臣)」と、同法第四十四条第二項及び第四十五条第一項中「又は中小企業倒産防止共済法」とあるのは「中小企業倒産防止共済法又は産業活力再生特別措置法」と、同法第五十一条第三号中「第二十一条第一項」とあるのは「第二十一条第一項及び産業活力再生特別措置法第二十九条の八」とする。

三 前項に規定する場合には、中小企業総合事業団は、再生支援出資業務に必要な資金に充てるため、出資業務(中小企業総合事業団法第三十四条第一項に規定する出資業務をいう。)の遂行に支障の生じない範囲内において、経済産業大臣の承認を受けて、出資資金(同条第二項に規定する出資資金をいう。第四項において同じ。)に充てられている金額の一部を前項の規定により読み替えて適用される同法第三十五条第一項に規定する新事業開拓促進等資金に振り替えることができる。

3 経済産業大臣は、前項の承認をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

4 中小企業総合事業団は、第二項の規定による振替を行った場合には、出資資金に充てられている金額から当該振替に係る金額に相当する金額を減額して整理するものとする。

第三十一条中「事業再構築」の下に、「共同事業再編、経営資源再活用」を加える。

第三十四条第一項中「認定事業再構築計画」を「認定計画」に、「事業再構築」を「事業再構築、共同事業再編若しくは経営資源再活用の」に、「認定活用事業者が認定活用事業計画に従って事業」を「認定事業革新設備導入事業者が認定事業革新設備導入計画に従って事業革新設備の導入」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、組合が認定事業再構築事業者等の自己資本の充実等を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

第三十五条第一項中「認定活用事業者」を「認定事業革新設備導入事業者」に、「認定事業再構築計画又は認定活用事業計画」を「認定計画又は認定事業革新設備導入計画」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、認定支援機関に対し、第二十九条の二第一項に規定する中小企業再生支援業務の実施状況について報告を求めることができる。

第三十七条第一項中「又は活用事業計画に係る活用事業」を、「共同事業再編計画に係る特定事業分野に属する事業を所管する大臣、経営資源再活用計画に係る他の事業者から承継する事業を所管する大臣又は事業革新設備導入計画に係る事業新設備を導入しようとする事業」に改め、同項ただし書きを次のように改める。

ただし、第二条の三の主務大臣は、同条第一項に規定する事業分野別指針に係る事業分野に属する事業を所管する大臣とする。

第三十七条第二項ただし書きを削る。

第三十八条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、第五章中同条の次に次の二条を加える。

第三十九条 認定事業者の特定関係事業者である株式会社の取締役若しくは執行役商法第二百八十七条ノ二又は同法第二百五十八条第二項(商法特例法第二十二条の十四第七項第五号において準用する場合を含む)の職務代行者を含む。又は清算人(商法第四百三十条第二項において準用する同法第二百五十八条第二項の職務代行者を含む)は、第十二条の五第三項又は第十二条の六第三項の規定に違反して公告若しくは通知をすることを怠り、又は不正の公告若しくは通知をしたときは、百万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日平成十五年四月一日から施行する。

(見直し)

第二条 政府は、この法律の施行後平成二十年三月三十一日までの間に、内外の経済情勢の変化を勘案しつつ、この法律による改正後の産業活力再生特別措置法(以下「新法」という。)の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて廃止を含めて見直しを行うものとする。

(基金の持分の払戻しの禁止の特例)

第三条 政府及び日本政策投資銀行以外の出資者は、産業基盤整備基金(以下「基金」という。)に對し、この法律の施行の日から起算して一月を経過した日までの間に限り、その持分の払戻しを請求することができる。

2 基金は、前項の規定による請求があつたときは、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法(昭和六十一年法律第七十七号。以下「特定施設整備法」といふ。)第十八条第一項の規定にかかわらず、当該

持分に係る出資額に相当する金額により払戻しをしなければならない。この場合において、基金は、その払戻しをした金額により資本金を減少するものとする。

(事業再構築計画に関する経過措置○)

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前の産業活力再生特別措置法(以下「旧法」という。)第三条第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項並びに当該計画に係る認定、変更の認定、変更の指示及び認定の取消しの基準については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

2 事業再構築に係る新法第十条から第十一条の十一まで、第十四条、第十七条及び第三十九条の規定は、この法律の施行後に新法第二条第一項の規定に基づき主務大臣に提出される事業再構築計画であつて同項の認定(新法第四条第一項の変更の認定を含む。)を受けたものに従つて行われる事業再構築について適用する。

3 この法律の施行前に旧法第三条第一項に規定する事業再構築計画(旧法第二条第二項第一号に規定する事業構造変更及び同項第二号に規定する事業革新について計画が定められているものに限る。)に係る旧法第三条第一項の認定(旧法第四条第一項の変更の認定を含む。)を受けた旧法第四条第一項の認定(旧法第三条第一項において同じ。)を受けた旧法第四条第一項の認定事業者が、この法律の施行後に当該認定に係る事業再構築計画(新法第四条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの)に従つて旧法第十七条第五項に規定する特定施設の撤去又は特定設備の廃棄を行う場合には、同項の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十四条第一号の規定により基金が業務を行う場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前項第一号の業務及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十五年法律第二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされた同法による改正前の産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十号)」の規定によりなおその効力を有する。)と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」という。(第十四条第一号の業務)と、特定施設整備法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又はなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十一条中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

4 この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間に、新法の規定により提出する事業再構築計画、共同事業再編計画、経営資源再活用計画及び新事業計画には、平成十五年四月一日からこの法律の施行の日の前日までに実施された事業活動に関する事項を記載することができる。

(基金の債務保証業務に関する経過措置)

第五条 この法律の施行の際現に行われている旧法第十四条第一項の認定を受けた事業再構築計画(この法律の施行前に同項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画でこの法律の施行後に新法第二条第一項の認定を受けたものを含み、これらの計画について新法第四条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のものとする。)に関する旧法第十四条第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項並びに当該計画に係る認定、変更の認定、変更の指示及び認定の取消しの基準については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 附則第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画の記載事項並びに当該計画に係る認定、変更の認定、変更の指示及び認定の取消しの基準については、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律の施行前に旧法第十四条第一号の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画(新法第二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又はなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十一条中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十四条第一号の規定により基金が業務を行う場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前

項第一号の業務及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有する。)と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」という。(第十四条第一号の業務)と、特定施設整備法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又はな

お効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十一条中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 附則第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画(新法第二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又はな

お効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十一条中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされた旧法第十四条第一号の規定により基金が業務を行う場合には、特定施設整備法第四十条第二項中「前項第一号の業務」とあるのは「前

項第一号の業務及び産業活力再生特別措置法の一部を改正する法律(平成十一年法律第二号)附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有する。)と、特定施設整備法第五十一条中「この法律」とあるのは「この法律及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」という。(第十四条第一号の業務)と、特定施設整備法第五十二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又はな

お効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十一条中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

2 附則第一項の規定により主務大臣に提出された事業再構築計画(新法第二条第一項並びに第五十三条第一項及び第二項中「この法律」とあるのは「この法律又はな

お効力を有する旧産業活力再生特別措置法」と、特定施設整備法第六十一条中「第四十条第一項」とあるのは「第四十条第一項及びなお効力を有する旧産業活力再生特別措置法」の規定は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

審査報告書

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案
たるの関係法律の整備に関する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成十五年四月一日

経済産業委員長 田浦 直

参議院議長 倉田 寛之殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適正な執行を確保することの重要性にかんがみ、総務省の外局として置かれている公正取引委員会を、内閣府の外局に移行させようとするものであり、妥当な措置と認める。

二、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

なお、平成十五年度一般会計予算に、内閣府所管公正取引委員会に必要な経費として七十八億五千三百二十六万六千円が計上されている。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
一、近年における公正取引委員会の業務量の増大並びに業務内容の複雑化及び高度化にかんがみ、自由かつ公正な競争の実効的な確保及び法の厳正な執行による抑止力の強化を図るため、公正取引委員会の審査機能及び審査体制を、早急かつ抜本的に強化するよう努めること。

二、独占禁止法について、違反行為に対する措置

体系の抜本的な見直しの検討を含め、その一層厳正な執行力の強化を図るとともに、規制改革の推進、消費者政策の強化、不当廉売への厳正な対処及び中小企業取引の公正化等につき、経済社会の環境の変化に即応した適切な対応を図ること。

右決議する。

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提案は本院においてこれを修正議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成十五年三月二十七日

参議院議長 緊賀 民輔

衆議院議長 緊賀 民輔

(小字及び一は衆議院修正)

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

公正取引委員会を内閣府の外局に移行させるための関係法律の整備に関する法律案

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

法律の一部改正
第一条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第三条第一項」を「内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九条第三項」に改める。

第三条第一項中「第百号」を「第九十九号」に改める。

第四章第三節中第九十七号を削り、第九十八号を第九十七号とし、第九十九号を第九十八号とし、第一百号を第九十九号とする。

第四章第二節を削る。

第四章第三節中第三十一條を第三十二条とし、同節を同章第三節とする。

第四章第四節中第三十三條を第三十二条とし、同節を同章第三節とする。

第三十五条第五項中「国家行政組織法第七条第二項、第四項及び第五項並びに第二十一条(第五項を除く。)」を「内閣府設置法第十七条第二項から第八項まで」に改める。

第三十五条の二第四項中「総務省令」を「内閣府令」に改める。

(国家行政組織法の一部改正)
別表第一「総務省の項中「公害等調整委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第三条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「国民の保護」の下に「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を加える。

第四条第三項第五十七号の次に次の一号を加える。

五十七の二 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第二十七条の二に規定する事務

第十六条第二項中「官内庁」の下に「公正取引委員会」を加える。

第六十四条の表中「国家公安委員会 警察法」を

国家公安委員会	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律
警察法	に改める。

(総務省設置法の一部改正)

第四条 総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二節 公正取引委員会(第三十一条)」を「第二節 公害等調整委員会(第三十一条)」に改める。

第三条中「第三節 消防庁(第三十三条)」を「第三節 消防庁(第三十一条)」に改める。

第三条中「事業者間の公正かつ自由な競争の促進」を削る。

第四条中第九十七号を削り、第九十八号を第九十七号とし、第九十九号を第九十八号とし、第一百号を第九十九号とする。

第二十八条第一項中「第百号」を「第九十九号」に改める。

第三十条中「公正取引委員会」を「公害等調整委員会」に改める。

第四章第二節を削る。

第四章第三節中第三十一條を第三十二条とし、同節を同章第三節とする。

第四章第四節中第三十三條を第三十二条とし、同節を同章第三節とする。

<p>(判事補の職権の特例等に関する法律の一 部改正)</p> <p>第五条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第二百四十六号)の一部を次のように改 正する。</p> <p>第三条の三中「若しくは総務事務官」を、「総務事務官若しくは内閣府事務官」に改める。</p>			
<p>第六条 国立国会図書館法の規定により行政各部門に置かれる支部図書館及びその職員に関する法律の一 部改正</p> <p>(昭和二十四年法律第二百一号)の一部を次のように改 正する。</p> <p>第一条の表国立国会図書館支部公正取引委員会図書館の項を削り、同表国立国会図書館支部宮内 庁図書館の項の次に次のように加える。</p>			
<table border="1"> <tr> <td style="text-align: center;">国立国会図書館支部公正取引委員会図書館</td> <td style="text-align: center;">公正取引委員会</td> </tr> </table>		国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会
国立国会図書館支部公正取引委員会図書館	公正取引委員会		
<p>(行政機関が行う政策の評価に関する法律の一 部改正)</p> <p>第七条 行政機関が行う政策の評価に関する法律 (平成十三年法律第八十八号)の一部を次のように 改正する。</p> <p>第一条第一項第四号中「公正取引委員会及び」 を削る。</p> <p>第六条第一項中「国家公安委員会、公正取引 委員会」を「公正取引委員会、国家公安委員会」 に改める。</p> <p>(特定非営利活動促進法及び人権擁護法の一部 改正)</p> <p>第八条 次に掲げる法律の規定中「国家公安委員 会規則、公正取引委員会規則」を「公正取引委員 会規則、国家公安委員会規則」に改める。</p> <p>一 特定非営利活動促進法(平成十年法律第七 号)第四十四条の二</p> <p>二 人権擁護法(平成十五年法律第 号)第 六十八条第二項、第七十二条第三項、第七十 二(施行期日)</p>			
<p>三条第三項、第七十八条第三項及び第七十九 条第三項</p> <p>(行政手続等における情報通信の技術の利用に 関する法律及び構造改革特別区域法の一部改 正)</p> <p>第九条 次に掲げる法律の規定中「国家公安委員 会規則、公正取引委員会規則」を「公正取引委員 会規則、国家公安委員会規則」に、「国家公安委 員会、公正取引委員会」を「公正取引委員会、国 家公安委員会」に改める。</p> <p>一 行政手続等における情報通信の技術の利用 に関する法律(平成十四年法律第二百五十一号) 第十二条</p> <p>二 構造改革特別区域法(平成十四年法律第二百 八十九号)第三十七条</p> <p>附 則</p>			
<p>右は全会一致をもつて可決すべきものと議決し た。よって要領書を添えて報告する。</p> <p>平成十五年四月一日</p> <p>参議院議長 倉田 寛之殿</p> <p>総務委員長 山崎 力</p> <p>要領書</p> <p>一、委員会の決定の理由</p> <p>本法律案は、大規模又は特殊な災害に対処す るため、緊急消防援助隊の編成、消防庁長官に よる緊急消防援助隊の出動の指示、国の財政措 置等に係る規定を整備するとともに、都道府県 の航空消防隊による市町村の消防の支援、國に よる主体的な火災原因調査の実施その他の消防 に関する体制を整備し、あわせて、大規模又は 特殊な防火対象物における消防用設備等の実態 講ずるよう、今後とも配意すること。</p> <p>二、大規模災害等の発生時における消防の応援等 に係る特例の運用に当たっては、被災地におけ る被害状況の迅速かつ的確な把握のため、財政 措置を充実し情報通信システムの整備を早期に 進めるとともに、市町村の自主性を尊重しつ つ、関係地方公共団体の長等との緊密な連携を 図り、その意向を十分に踏まえ、適切な措置を 講ずるよう、今後とも配意すること。</p>			

三、大規模災害等の発生時において、消防団・自衛隊等の果たす役割が重要であることにかんがみ、その活動の活性化・充実・強化が図られるよう、消防団員の待遇改善、拠点施設・資機材等の整備などに対する財政措置を充実し、一層の支援・環境整備等を推進すること。

四、救急業務の実施に当たっては、救急医療体制の充実・強化を図り、人命の保護に遺憾なきよう万全を期することともに、救急救助業務の実施体制を整備するため、財政措置を拡充すること。

五、消防用設備等に係る技術基準等に関する政省令等を制定するに当たっては、防火安全性が十分確保されるよう努めること。また、消防用設備等の性能については、消防機関が相応の知識と能力を備えることができるよう、一定の技術支援・学術的な教育等を行うための体制を構築すること。

六、消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案

右決議する。

平成十五年三月十四日
内閣総理大臣 小泉純一郎

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案

右

平成十五年三月十四日
内閣総理大臣 小泉純一郎

消防組織法及び消防法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

(消防組織法の一部改正)
第一条 消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十一号)の一部を改正する法律案

第十六条の二の一部を次のように改正する。

第四条第二項第八号中「資材の」の下に「認定及び」を加え、同項第二十号中「応援」の下に「及び支援並びに緊急消防援助隊」を加え、同項中

第二十八号を第二十七号とし、第二十五号の次に次の一号を加える。

二十六 住民の自主的な防災組織が行う消防に関する事項

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第三章中第十八条の二の次に次の二条を加える。

第十八条の三 前条に規定するもののほか、都道府県は、その区域内の市町村の長の要請に応じ、航空機を用いて、当該市町村の消防を支援することができる。

都道府県知事及び市町村長は、前項の規定に基づく市町村の消防の支援に関して協定することができる。

都道府県知事は、第一項の規定に基づく市町村の消防の支援のため、都道府県の規則で定めるところにより、航空消防隊を設けるものとする。

第二十四条の三第一項中の「消防の応援」の下に「又は支援(以下「消防の応援等」という。)」を加え、「応援のため」を「応援等のため」に改め、同条第三項中「次項及び次条において」を「以下に改め、同条第四項の次に次の二項を加える。

消防庁長官は、第一項、第二項又は前項に規定する場合において、大規模地震対策特別措置法第三条第一項に規定する地震防災対策

強化地域に係る著しい地震災害その他の大規模な災害で、以上の都道府県に及ぶもの又は毒性物質の発散その他政令で定める原因により生ずる特殊な災害に対処するために特別の必要があると認められるときは、当該特別の必要があると認められたときは、当該特別の必要があると認められる災害発生市町村のため、当該災害発生市町村の属する都道府県以外の都道府県の知事又は当該都道府県内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動のため必要な措置をとることを指示することができる。この場合において、消防庁長官は、当該災害発生市町村の属する都道府県の知事及び当該出動のため必要な措置をとることを指示した市町村の属する都道府県の知事に対し、速やかにその旨を通知するものとする。

第二十四条の三の次に次の二条を加える。
都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示することができる。

第二十四条の四の次に次の二条を加える。
都道府県知事は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示する。

第二十四条の五 消防庁長官は、緊急消防援助隊として登録するものとする。

第二十四条の四の次に次の二条を加える。
消防庁長官は、前項の規定による消防庁長官の指示に基づき、その区域内の市町村の長に対し、次条第一項に規定する緊急消防援助隊の出動の措置をとることを指示する。

第二十四条の六 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

第二十四条の七 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

第二十五条中「市町村」を「前項に定めるものほか、市町村」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

総務大臣は、緊急消防援助隊の出動に関する措置を的確かつ迅速に行うため、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的

な事項に関する計画を策定し、公表するものとする。これを変更したときも、同様とする。

総務大臣は、前項の計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ財務大臣と協議するものとする。

消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防救援隊として登録するものとする。

消防庁長官は、前項の計画に照らして必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、前項の登録について協力を求めることができる。

第二十四条の四の次に次の二条を加える。
消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

第二十四条の六 消防機関の職員がその属する市町村以外の市町村の消防の応援のため出動した場合においては、当該職員は、応援を受けた市町村の長の指揮の下に行動するものとする。

第二十四条の七 都道府県の航空消防隊が市町村の消防機関の支援のため出動した場合においては、当該航空消防隊は、支援を受けた市町村の消防機関との相互に密接な連携の下に行動するものとする。

第二十五条中「市町村」を「前項に定めるものほか、市町村」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

第二十四条の三第五項に基づく指示を受け出動した緊急消防援助隊の活動により増加し、又は新たに必要となる消防に要する費用のうち当該緊急消防援助隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当その他の政令で定める経費は、政令で定めるところにより、国が負担する。

緊急消防援助隊に係る第二十四条の四第二項の計画に基づいて整備される施設であつて政令で定めるものに要する経費は、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、国が補助するものとする。

第二十五条の次に次の二条を加える。

第二十五条の二 総務大臣又はその委任を受けた者は、緊急消防援助隊の活動に必要があるときは、国有財産法(昭和二十三年法律第七十号)第十九条において準用する同法第二十二条及び財政法(昭和二十一年法律第三十四号)第九条第一項の規定にかかわらず、その所掌事務に支障を生じない限度において、その所管に属する消防用の国有財産(国有財産法第一条第一項に規定する国有財産をいう。)又は国有の物品を、当該緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村に対し、無償で使用させることができるものとする。

削る。

第二十六条の二に次の二条を加える。

国及び地方公共団体は、住民の自主的な防災組織が行う消防に資する活動の促進のため、当該防災組織を構成する者に対し、消防に関する教育訓練を受ける機会を与えるため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(消防法の一部改正)

第二条 消防法(昭和二十三年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

消防法目次中「第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等」を「第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等」に改める。

第二条第七項中「別表」を「別表第一」に改め、

同条第八項中「又は」を「若しくは」に改め、「一隊」の下に「又は消防組織法(昭和二十一年法律第二百三十六号)第十八条の三第三項の規定による都道府県の航空消防隊」を加える。

第三条第一項第一号中「禁止」の下に「停止」を加える。

第四条第一項中「消防団員」の下に「第五条の三第二項を除き」を加え、「但し」を「ただし」に、「虞」を「おそれ」に改める。

第五条の二第一項中「第十七条の四第一項」の下に「若しくは第一項」を加える。

第八条の二の三第一項第二号イ及び第六項第二号中「第十七条の四第一項」の下に「若しくは第一項」を加える。

第十一条第二項及び第十二条の四第二項中「別表」を「別表第一」に改める。

第十三条の三第四項第一号中「短期大学」を

消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防設備等」という。)を削り、同条に次の二項を加える。

第一項の防火対象物の関係者が、同項の政令若しくはこれに基づく命令又は前項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければならない消防用

設備等に代えて、特殊の消防用設備等その他の設備等(以下「特殊消防用設備等」という。)であつて、当該消防用設備等と同等以上の性能を有し、かつ、当該関係者が総務省令で定めるところにより作成する特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画(以下「設備等設置維持計画」という。)に従つて設置し、及び維持するものとして、総務大臣の認定を受けたものを用いる場合には、当該消防用設備等(それに代えて当該認定を受けた特殊消防用設備等が用いられるものに限る。)については、前二項の規定は、適用しない。

第十七条の二の二 前条第三項(第十七条の二の四第三項において準用する場合を含む。)の評価結果の通知を受けた者が第十七条第三項の認定を受けようとするときは、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画及び当該評価結果を記載した書面を添付する。

法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請に係る性能評価を行い、その性能評価の結果(次条第一項及び第二項において「評価結果」という。)を前項の申請をした者に通知しなければならない。

協会又は第一項の規定による登録を受けた法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請に係る性能評価を行い、その性能評価の結果(次条第一項及び第二項において「評価結果」という。)を前項の申請をした者に通知しなければならない。

法人は、前項の申請があつたときは、総務省令で定めるところにより、当該申請に係る性能評価を行い、その性能評価の結果(次条第一項及び第二項において「評価結果」という。)を前項の申請をした者に通知しなければならない。

けなければならない。

性能評価を受けようとする者は、総務省令で定めるところにより、申請書に設備等設置維持計画その他の総務省令で定める書類を添え

て、協会又は前項の規定による登録を受けた法人に申請しなければならない。

総務大臣は、前項の申請があつたときは、

同項の設備等設置維持計画及び評価結果を記載した書面により、当該申請に係る設備等設置維持計画に従つて設置し、及び維持する場

合における特殊消防用設備等が第十七条第一項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条

第二項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従つて設置し、及び維持しなければな

らない消防用設備等と同等以上の性能を有して

いるかどうかを審査し、当該性能を有して

いると認められるときは、同条第三項の規定による認定をしなければならない。

総務大臣は、前項の規定により認定をしようとするとときは、その旨を関係消防長又は関係消防署長に通知しなければならない。この場合において、関係消防長又は関係消防署長は、当該認定に関し、総務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第十七条の二の三 総務大臣は、第十七条第三項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等について、次の各号のいずれかに該当するときは、当該認定の効力を失わせることができること、偽りその他不正な手段により当該認定又は次項の承認を受けたことが判明したときは、設備等設置維持計画に従つて設置され、又は維持されていないと認めるとき。

第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

前一条の規定は、前項の規定により総務大臣が承認する場合について準用する。

第十七条第三項の規定による認定を受けた者は、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受けなければならぬ。ただし、総務省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

第十七条の二の四 総務大臣は、協会又は第七条の二第一項の規定による登録を受けた人が、性能評価を行う機能の全部又は一部を

喪失したことにより、当該性能評価に関する業務を行うことが困難となつた場合において、特別の必要があると認めるときは、第十七条第三項の認定を受けようとする者の申請に基づき当該性能評価を行うことができる。

総務大臣は、前項の規定により性能評価の全部又は一部を自ら行う場合は、あらかじめ、当該性能評価を行う期間を公示しなければならない。

第十七条の二第一項及び第三項の規定は、第一項の規定により総務大臣が性能評価を行なう場合について準用する。

第一項の規定により総務大臣の行う性能評価を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

又は特殊消防用設備等の下に

第十七条の三の中「命令又は」を「命令若しくは」に、「第十七条の二第一項前段」を「第十七

条の二の五第一項前段」に、「第十七条の二第一項後段」を「第十七条の二の五第一項後段」に改め、「といふ」の下に「又は設備等設置維持計画」を、「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第十七条の三の中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」という。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項第一号中、「短期大学」を削り、同項第二号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第十七条の八第一項中「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」という。」を加え、「行なう」を「行う」に改め、同条第四項第一号中、「短期大学」を削り、同項第二号中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第十七条の十及び第十七条の十一第一項中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改め

た者(以下この章において「指定検定機関」といふ。)を「登録を受けた法人」に改め、同条第三項中「指定検定機関」を「第一項の規定による登録を受けた法人」に改め、同条第四項を削る。

第十二条の五を次のように改める。

第十二条の五の規定による登録を受けた法人設置維持計画に従つてこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。

第十二条の五を次のように改める。

第十二条の五の規定による登録を受けた法人のうち当該型式承認に係る検定対象機械器具等についての試験を行つたものに改める。

第十二条の七中「指定検定機関」を「第二十一条の八第一項中「指定検定機関」を「第二十

一条の三第一項の規定による登録を受けた法人のうち当該型式承認に係る検定対象機械器具等についての試験を行つたものに改める。

第十二条の三第一項の規定による登録を受けた法人に改め、同条第二項を削る。

第十二条の九第一項中「指定検定機関」を「第二十二条の三第一項の規定による登録を受けた法人」に改め、同条第二項を削る。

第十二条の十一第一項中「協会」を「第二十二

一条の三第一項の規定による登録を受けた法人」に改める。

第十二条の十一第一項中「協会」の下に「又

は第二十二条の三第一項の規定による登録を受けた法人」を加え、同条第三項及び第四項中「第二十二条の八第一項」を「第二十二条の八」に改める。

第十二条の十五第一項中「第二十二条の三第一項若しくは第二十二条の八第一項の規定によ

り協会若しくは指定検定機関の行う試験若しくは個別検定」を削り、同条第二項中「協会の行う試験又は個別検定に係るものについては

協会の、指定検定機関の行う試験又は個別検定に係るものについては指定検定機関の」を削る。

第十二条の十四中「消防用設備等」を「工事整備対象設備等」に改める。

第十二条の三第一項中「又は」の下に「法人であつて」を加え、「指定する者の」を「登録を受けたものが」に改め、同条第二項中「指定を受け

た者(以下この章において「指定検定機関」といふ。)を「登録を受けた法人」に改め、同条第三項中「指定検定機関」を「第一項の規定による登録を受けた法人」に改め、同条第四項を削る。

第十二条の十六中「指定検定機関」を「第二

- 二 登録を受けた法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

三 登録を受けた業務の区分

四 検定等を行う事務所の所在地

第二十一条の四十九を削る。

第二十一条の四十八中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、同条に次の一項を加える。

登録検定機関は、公正に、かつ、総務省令で定める技術上の基準に適合する方法により検定等を行わなければならない。

第二十一条の四十八を第二十一条の四十九とする。

第二十一条の四十七第一項中「第二十一条の三第一項の規定による指定」を「登録」に、「当該指定検定機関の名称及び主たる事務所の所在地並びに当該指定をした日」を「第二十一条の四十六第三項各号に掲げる事項」に改め、同条第二項中「指定検定機関」を「登録を受けた法人(以下登録検定機関)」に、「その名称又は主たる事務所の所在地」を「第二十一条の四十六第三項第二号及び第四号に掲げる事項」に改め、同条を第二十一条の四十八とし、第二十一条の四十八の次に次の一条を加える。

第二十一条の四十七 登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

第二十一条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

「検定機関」に改める

第二十一条の五十一第一項中「指定検定機関」は、「を「登録検定機関は、検定等の実施方法、検定等に関する料金その他の」に改め、同条第二項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め
る。

第二十一条の五十一第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に、「第二十一条の三第一項の規定による指定」を「登録」に、「その指定」を「その登録」に改め、同条第二項を次のように改める。

登録検定機関は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表

及び損益計算書又は收支計算書並びに営業報

告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁

的記録(電子的方式、磁気的方式その他)の人の知覚によつては認識することができない方

式で作られる記録であつて、電子計算機によ

る情報処理の用に供されるものをいう。以下この系において同様の作成がされてくる場

この多いおいで同じくの作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び

第四十六条の三において「財務諸表等」とい

うを作成し、総務大臣に提出するとともに、五年間事務所に備えて置かなければなら

ない。

第二十一条の五十二に次の二項を加える。

業者名の他の和言簡体人は、登録検定機
関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請

求をすることができる。ただし、第一二号又は

第四号の請求をするには、登録検定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されるときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を総務省令で定める方法により表示したもののが閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて総務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第二十一条の五十三中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

第二十一条の五十四を次のように改める。

第二十一条の五十四 総務大臣は、登録検定機関が第二十一条の四十六第一項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該登録検定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

総務大臣は、登録検定機関が第二十一条の四十九の規定に違反していると認めるときは、当該登録検定機関に対し、検定等を行うべき」と又は当該検定等の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきこととを命ずることができる。

第二十一条の五十五第一項及び第二十一条の五十六第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改める。

め、同項第一項中「指定検定機関」を「登録検定機関」に改め、「次の」の下に「各号」を加え、「指定を」を「登録を」に改め、同項第一号中「第一節」を「第十七条の二から第十七条の二の四まで、前章第一節」に改め、同項第三号中「第二十一条の四十九第一項、」を削り、同項第五号中「第二十一条の三第一項の指定」を「登録」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号の次に次の「一号」を加える。

五 正当な理由がないのに第二十一条の五十一第三項各号の規定による請求を拒んだとき。

第二十一条の五十七第三項中「指定」を「登録」に改める。

第四章の二第四節を第四章の三第二節とする。

第六章中第三十条の次に次の「一条」を加える。

第三十条の二 第二十五条第三項、第二十八条及び第五項の規定は、消防組織法第十八条の三第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第五項の規定により都道府県が市町村の消防を支援する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「消防吏員又は消防団員」とあるのは、「消防吏員若しくは消防団員又は航空消防隊に属する都道府県の職員」と読み替えるものとする。

第三十五条の三の二第一項中「場合において、特に必要があると認めたときは」を「場合及び特に必要があると認めた場合に限り」に改め、同條第二項中「及び」を「、第三十五条第一項及び第二項(勧告に係る部分を除く)並びに」

に、「消防庁の職員」を「消防庁の職員」と、第三十五条第一項中「消防長又は消防署長」とあるのは「消防本部を置く市町村の区域にあつては、消防長又は消防署長のほか、消防庁長官に、当該区域以外の区域であつて第三十五条の三第一項の規定により都道府県知事が火災の原因の調査を行う場合にあつては、市町村長及び都道府県知事のほか、消防庁長官に、当該区域以外の区域であつて同項の規定にかかるわらず都道府県知事が火災の原因の調査を行わない場合にあつては、市町村長のほか、消防庁長官」に改める。

第三十五条の五を次のように改める。

第三十五条の五 削除

第三十五条の八第二項中「(昭和二十二年法律第二百一十六号)」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

第三十六条中「乃至第二十九条」を「から第二十九条まで並びに第三十条の二において準用する第二十五条第三項、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項及び第五項」に改める。

第三十六条の三第一項中「第二十五条第一項の下に(第三十六条において準用する場合を含む。)」を、「第二十九条第五項(の下に)第三十条の二及び」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四十条第一項第三号中「第二十九条第五項(の下に)第三十条の二及び」を加える。
第四十一条第一項第四号中「第十七条の四第一項(の下に)又は第二項(を)、消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加える。

第四十一条の六中「第二十二条の五十七第二項の規定による」の下に「特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに」を、「違反行為をした」の下に「第十七条の二第一項又は」を加え、「指定」を「登録」に、「者」を「法人」に改める。

第四十三条の五中「次の」の下に「各号の」を、「違反行為をした」の下に「第十七条の二第一項又は」を加え、「指定」を「登録」に、「者」を「法人」に改め、同条第三号中「受けないで」の下に「特殊消防用設備等の性能に関する評価並びに」を加える。

第四十四条第八号中「第十七条の四第一項」の下に「又は第二項」を、「消防用設備等」の下に「又は特殊消防用設備等」を加え、同条第十六号条に改める。

第四十六条中「第十七条の四第一項」の中「第三十六条」を「第三十条の二及び第三十六条」に改める。

第四十六条の二第三号中「第二十二条の三十六第一項」の下に「及び第三項」を加える。

第四十六条の五中「第八条の二の三第五項」の下に「、第十七条の二の三第四項」を加え、同条を第四十六条の六とし、第四十六条の四を第四十六条の五とし、第四十六条の三を第四十六条の四とし、第四十六条の二の次に次の一条を加える。

第四十六条の三 第二十二条の五第一項第一号の業務

第二十二条の四十五第一項第二号の業務

第一木材クリップ乾燥設備	一 热分布測定装置
二 煙濃度分布測定装置	三 氣流分布測定装置
四 電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者	五 一酸化炭素濃度分布測定装置
六 ロードセル	七 排煙淨化設備
八 消防設備士の資格を有する者	九 電気工学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者

別表第一(第二十二条の四十六関係)

第二十二条の四十五第一項第一号の業務

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工

三 建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第二条第二項に規定する一級建築士の資格を有する者

四 火災予防に係る審査又は検査に三年以上の実務経験を有する者

五 学校教育法による大学若しくは高等専門学校において機械工学、電気工学若しくは工業化学に関する学科若しくは課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者

六 一酸化炭素濃度分布測定装置

七 排煙淨化設備

八 耐圧試験機

九 高圧大容量試験ポンプ

十 泡消火薬剤発泡装置

十一 ガスクロマトグラフ

十二 耐候性試験機

十三 排煙淨化設備

十四 別表第一とし、同表の次に次の二表を

別表第一とし、同表の次に次の二表を

第二十一条の四十五第一
項第三号の業務

一 感知器感度試験装置
二 スペクトルアナライザ
三 繰返し試験機
四 周囲温度試験機
五 衝撃電圧試験機
六 振動試験機
七 衝撃試験機
八 腐食試験機
九 濕度試験機
十 粉じん試験機
十一 塩水噴霧試験機
十二 引張り強度試験装置
十三 圧縮強度試験装置
十四 濕度試験装置
十五 塩水噴霧試験機

官報(号外)

附則
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中消防組織法第三章中第十八条の二の次に一条を加える改正規定、同法第二十四条の三の改正規定、同法第二十四条の四の次に三条を加える改正規定、同法第二十五条の七に関する部分に限る。)、同法第二十五条の改正規定及び同法第二十五条の次に一条を加える改正規定並びに第一条中消防法第一条第八項の改正規定、同法第三十条の次に一条を加える改正規定並びに同法第三十五条の八、第三十六条、第三十六条の三、第四十条及び第四十四条第六号の改正規定並びに附則第

五条の規定 平成十六年四月一日

二 第二条中消防法目次の改正規定、同法第七項、第五条の二、第八条の二の三、第十条、第十二条の四、第十三条の三、第十七条及び第十七条の二の改正規定、同条を同法第十七条の二の五とし、同法第十七条の次に四条を加える改正規定、同法第十七条の三の二から第十七条の五まで、第十七条の八、第十七条の十から第十七条の十二まで、第十七条の十四、第二十一条の二、第二十一条の七から第二十二条の十一まで、第二十二条の十

- 五及び第二十二条の十六の改正規定、同条の三第一項の登録を受けようとする法人は、この法律の施行前においても、その申請を行つことができる。新法第二十二条の五十一第一項の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

(罰則に関する経過措置)
第三条 この法律附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定の施行前にした行為に

二十二条の四十五及び第二十二条の四十六の改正規定、同法第二十二条の四十九を削る改正規定、同法第二十二条の四十八の改正規定、同条を同法第二十二条の四十九とする改正規定、同法第二十二条の四十七の改正規定、同条を同法第二十二条の四十八とし、同法第二十二条の四十六の次に一条を加える改正規定、同法第二十二条の五十から第二十二条の五十七まで、同法第四章の二第四節を同法第四章の三第二節とする改正規定、同法第四十六条、第四十七条の六、第四十三条の五の改正規定、同条を同法第四十六条の八号、第四十六条の二及び第四十六条の五の改正規定、同条を同法第四十六条の六とし、同法第四十六条の四を同法第四十六条の五とし、同法第四十六条の三を同法第四十六条の四とし、同法第四十六条の二に一条を加える改正規定、同法別表を同法別表第一とし、同表の次に二表を加える改正規定並びに附則第六条から第八条までの規定、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(経過措置)
第二条 第二条の規定による改正後の消防法(以下「新法」という。)第十七条の二第一項又は第二十二条の三第一項の登録を受けようとする法人は、この法律の施行前においても、その申請を行つことができる。新法第二十二条の五十一第一項の規定による業務規程の認可の申請についても、同様とする。

第七条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「別表」を「別表第一」に改め

- る。
(消防法の一部を改正する法律の一部改正)
第八条 消防法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十号)の一部を次のように改正する。
附則第三条中「第十七条の四第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(地方財政法の一部改正)
第五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。
二十七 消防庁長官の指示を受けた緊急消防援助隊の出動に要する経費

(地方税法の一部改正)
第六条 地方税法(昭和二十五年法律第一百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百一条の三十四第四項中「及び」の下に「同条第三項に規定する特殊消防用設備等(以下に「」を、「(消防用設備等)の下に「及び特殊消防用設備等」を加える。
(石油コンビナート等災害防止法の一部改正)
第七条 石油コンビナート等災害防止法(昭和五十年法律第八十四号)の一部を次のように改正する。

官 報 (号 外)

平成十五年四月一日 参議院会議録第十六号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十五年四月一日 参議院会議録第十六号 投票者氏名

官 報 (号 外)

平成十五年四月一日 参議院会議録第十六号 投票者氏名

投票者氏名

西銘順志郎君	野沢	太三君	南野知恵子君	橋本	野間	趙君浩太郎君
福島啓史郎君	林	芳正君	保坂	三藏君	藤井	聖子君
舛添	要一君	松田	岩夫君	真鍋	賢二君	基之君
溝手	政司君	松山	三浦	松谷蒼一郎君	龍二君	日出
森下	顯正君	溝手	一水君	松村	三浦	英輔君
森元	博之君	森下	宮崎	龍二君	藤井	
森元	恒雄君	矢野	秀樹君	三浦	一水君	
森元	哲朗君	山崎	裕君	松田	宮崎	
山下	英利君	山崎	次夫君	森山	秀樹君	
山本	一太君	山崎	俊夫君	森山	裕君	
吉村剛太郎君	脇	力君	山内	次夫君	次夫君	
朝日	雅史君	山下	善彦君	吉田	正昭君	
池口	俊弘君	山崎	正俊君	吉田	正昭君	
岩本	一太君	吉田	正俊君	若林	正俊君	
江本	孟紀君	吉田	正俊君	吉田	博美君	
岡崎トミ子君	小川	昭君	正俊君	吉田	正俊君	
木俣	敏夫君	今泉	正俊君	吉田	正俊君	
神本美恵子君	幸子君	徳君	正俊君	吉田	正俊君	
岡崎トミ子君	元君	勝也君	正俊君	吉田	正俊君	
木俣	佳丈君	大塚	正俊君	吉田	正俊君	
橋本	勝木	海野	正俊君	吉田	正俊君	
郡司	勝木	徳君	正俊君	吉田	正俊君	
輿石	幸子君	徳君	正俊君	吉田	正俊君	
東君	彰君	徳君	正俊君	吉田	正俊君	

反対者氏名

名

官 報 (号 外)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の

一部を改正する法律案(衆議院提出)

賛成者氏名	国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)	二二四名
阿南 一成君	阿部 正俊君	青木 幹雄君
愛知 治郎君	有馬 朗人君	井上 吉夫君
荒井 正吾君	入澤 肇君	市川 一朗君
有村 治子君	岩永 浩美君	岩城 光英君
泉 信也君	魚住 汎英君	上野 公成君
入澤 肇君	尾辻 秀久君	小野 清子君
岩永 浩美君	大仁田 厚君	大島 慶久君
魚住 汎英君	太田 豊秋君	大野つや子君
尾辻 秀久君	柏村 武昭君	加治屋義人君
大仁田 厚君	金田 勝年君	景山俊太郎君
太田 豊秋君	河本 英典君	片山虎之助君
柏村 武昭君	岸 宏一君	加納 時男君
金田 勝年君	岸 伸掛	亀井 郁夫君
河本 英典君	佐野 哲男君	木村 仁君
岸 宏一君	鷹野 勇君	国井 正幸君
佐野 哲男君	小林 温君	久世 公嘉君
鷹野 勇君	小泉 顯雄君	後藤 博子君
小林 温君	鴻池 祥肇君	小斎平敏文君
佐々木知子君	佐藤 泰三君	近藤 刪君
佐藤 泰三君	斎藤 十朗君	佐藤 滋宣君
清水 嘉与子君	清水 達雄君	山東 昭子君

平成十五年四月一日 参議院会議録第十六号 投票者氏名

投票者氏名

椎名	一保君	陣内	孝雄君
鈴木	政二君	世耕	弘成君
閑谷	勝嗣君	田浦	直君
田中	直紀君	田村	公平君
田村耕太郎君		竹山	裕君
武見	敬三君	谷川	秀善君
段本	幸男君	中川	義雄君
常田	享詳君	月原	茂皓君
中島	啓雄君	中島	真人君
中曾根	弘文君	中原	爽君
仲道	俊哉君	西銘順志郎君	
野上浩太郎君		野沢	太三君
野間	赳君	南野知恵子君	
橋本	聖子君	林	芳正君
藤井	基之君	福島啓史郎君	
日出	英輔君	松下	顯正君
真鍋	賢二君	溝手	博之君
松谷蒼	一郎君	松山	政司君
松村	龍二君	松下	要一君
三浦	一水君	外添	三藏君
森崎	秀樹君	保坂	岩夫君
森内	次夫君	松田	
森山	裕君	大庭	
森田		吉村剛太郎君	
宮崎		山下	
山下	善彦君	山崎	
吉田	正昭君	矢野	
若林	博美君	森元	
正俊君		恒雄君	
		哲朗君	
		力君	
		英利君	
		太君	
		吉村剛太郎君	
		山本	
		山崎	
		矢野	
		森元	
		恒雄君	
		哲朗君	
		力君	
		英利君	
		太君	

浅尾慶一郎君
伊藤 基隆君
今泉 昭君
岡崎トミ子君
神本美恵子君
木俣 佳丈君
小林 元君
佐藤 泰介君
佐藤 雄平君
櫻葉賀津也君
高嶋 良充君
谷 博之君
千葉 景子君
辻 泰弘君
内藤 正光君
羽田雄一郎君
平田 健二君
福山 哲郎君
藤原 正司君
本田 良一君
円 より子君
築瀬 進君
山下八洲夫君
山本 孝史君
若林 秀樹君
荒木 清寛君

加藤 修一君	草川 昭三君	木庭健太郎君	風間 裕君
沢 たまき君	高野 博師君	浜田卓二郎君	白浜 一良君
鶴岡 洋君	日笠 勝之君	福本 潤一君	浜四津敏子君
高野 博師君	森本 晃司君	山下 栄一君	遠山 清彦君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	山本 保君	松 あきら君
高野 博師君	日笠 勝之君	井上 哲士君	山口那津男君
鶴岡 洋君	福本 潤一君	池田 幹幸君	渡辺 孝男君
高野 博師君	森本 晃司君	緒方 靖天君	井上 美代君
鶴岡 洋君	浜田卓二郎君	紙 智子君	岩佐 恵美君
高野 博師君	日笠 勝之君	小泉 親司君	大沢 辰美君
鶴岡 洋君	福本 晃司君	畠野 君枝君	小池 晃君
高野 博師君	浜田卓二郎君	富樫 練三君	西山登紀子君
鶴岡 洋君	日笠 勝之君	林 紀子君	八田ひろ子君
高野 博師君	浜田卓二郎君	宮本 岳志君	筆坂 秀世君
鶴岡 洋君	日笠 勝之君	吉川 春子君	吉岡 吉典君
高野 博師君	浜田卓二郎君	黒岩 宇洋君	島袋 宗康君
鶴岡 洋君	日笠 勝之君	又市 征治君	福島 雅子君
高野 博師君	浜田卓二郎君	大田 昌秀君	大脇 瑞穂君
鶴岡 洋君	日笠 勝之君	黒岩 宇洋君	中村 敦夫君
高野 博師君	浜田卓二郎君	西川きよし君	本岡 昭次君

官 報 (号 外)

反対者氏名

吉岡	岩本	島袋	吉岡
吉典君	莊太君	宗康君	吉川
			春子君
西岡	田村	西岡	大江
武夫君	秀昭君	武夫君	康弘君
広野	森	森	高橋
ただし君	ゆうこ君	ゆうこ君	紀世子君
脇	大脇	山本	平野
雅子君	雅子君	正和君	貞夫君
福島	黒岩	大田	松岡
瑞穂君	宇洋君	昌秀君	満壽男君
中村	本岡	大渕	山本
敦夫君	昭次君	絹子君	正和君
		椎名	大田
		素夫君	昌秀君
		西川	高橋
		きよし君	紀世子君

○名

官 報 (号外)

平成十五年四月一日 参議院会議録第十六号

明治二十五年三月三十日
郵便物認可

発行所
二東干一 独立行政法人國立印刷局
二番京一〇 四号港五十一八 区虎ノ門四五二丁目
電話
03 (3587) 4294
定価
(本体 本号一部 二二〇円)